

江別市男女共同参画基本計画
【中間見直し版】の推進状況
令和3年度



江 別 市

目

次

1. 「江別市男女共同参画基本計画 中間見直し版」の概要	1
2. 「江別市男女共同参画基本計画 中間見直し版」の推進状況（令和3年度）	6
(1) 江別市の人口と世帯数の推移	6
(2) 「男女共同参画基本計画 中間見直し版」の推進状況	7
【基本方針1】男女平等・共同参画社会の実現に向けた意識づくり啓発の推進 ＜女性活躍推進計画＞	7
【基本方針2】政策や方針決定過程への女性の参画拡大と女性の力を活かした 政策の推進＜女性活躍推進計画＞	10
【基本方針3】就労・雇用・起業など働く人たちの男女共同参画の推進 ＜女性活躍推進計画＞	12
【基本方針4】子育てや介護等、家庭生活における男女共同参画の推進 ＜女性活躍推進計画＞	16
【基本方針5】あらゆる暴力根絶の取組	18
【基本方針6】生涯にわたる男女の健康支援	20
【基本方針7】男女共同参画の視点に立った防災・災害復興体制の整備	21
(3) 数値目標の達成状況	22
3. 「江別市男女共同参画基本計画 中間見直し版」施策関連事業実施状況	23

1.「江別市男女共同参画基本計画 中間見直し版」の概要

第1章 基本的な考え方

1 計画の趣旨

江別市では、男女共同参画社会の実現を目指し、平成14年に「江別市男女共同参画基本計画」を策定しました。平成11年に施行された「男女共同参画社会基本法」では、市町村における計画策定は努力義務でしたが、当計画は、男女共同参画社会を積極的に推進するための指針として策定したものです。

平成21年3月には、あらゆる場面において、性別に関わりなくお互いが支え合い責任を果たすことで、自分の能力を発揮し自分らしく生きることのできる社会の実現を目指していくため、「江別市男女共同参画を推進するための条例」の制定と基本計画の見直しを行い、また、平成26年3月には、新たな「江別市男女共同参画基本計画（平成26年度～35年度）」を策定し、各種施策を推進してきました。

男女共同参画社会の実現に向けて、各種啓発や子育て支援のための環境整備などにより、一定の前進が図られた一方、男女の固定的性別役割分担※1意識が根強く残っていることや、政策・方針決定過程への女性の参画、子育てや介護への男性の参画が十分ではない状況があります。

また、平成27年8月には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）が制定され、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活においてより一層活躍することができるよう、市町村における推進計画の策定が努力義務とされました。

こうした状況を含めた国の動向や社会情勢の変化に応じ、さらなる男女共同参画社会を推進するため、平成30年度に「江別市男女共同参画基本計画（平成26年度～35年度）」の中間見直しを行いました。

※1 固定的性別役割分担

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けることをいいます。「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等は固定的な考え方により、男性・女性の役割を決めている例です。（内閣府ホームページ 男女共同参画関係用語より）

2 計画の概要

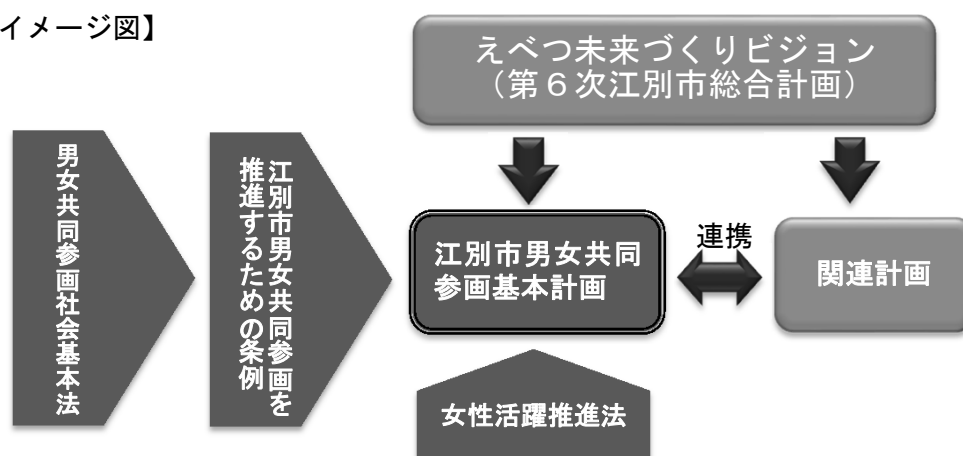
(1) 計画の位置付け

この計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項及び江別市男女共同参画を推進するための条例第9条に基づき、本市の男女共同参画社会の実現に向けて、総合的、計画的に施策を推進するための指針であり、「えべつ未来づくりビジョン（第6次江別市総合計画）」を推進するための個別計画として位置付けています。

また、この計画の一部は、女性活躍推進法第6条第2項の規定に基づく市町村推進計画（以下「女性活躍推進計画」という。）と位置付けています。

なお、この計画は江別市の男女共同参画を総合的に推進する計画であることから、他の計画との連携を図って進めていく計画です。

【イメージ図】



(2) 計画の構成

この計画は、江別市男女共同参画を推進するための条例に規定されている7つの基本理念に基づき、長期的な展望に立った基本方針と市が主体的かつ重点的に取り組むべきものを明確にした重点項目で構成しています。

江別市男女共同参画を推進するための条例

第3条 男女共同参画は、次に掲げる基本理念に基づき推進されなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んじられること及び男女が性別により直接的にも間接的にも差別的取扱いを受けないこと。
- (2) 性別による固定的な役割分担等を反映した社会における制度又は慣習の排除に努めるとともに、当該制度又は慣習が男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されること。
- (3) 男女が性別にとらわれることなく、それぞれの個性及び能力を発揮する機会が確保されること。
- (4) 市の政策又は事業者等における方針の立案及び決定において、男女が対等な立場の構成員として参画する機会が確保されること。
- (5) 家族を構成する男女が子育て、家族の介護その他の家庭生活において、相互に協力しあい、当該家族の構成員がそれぞれの役割を果たせるよう配慮されること。
- (6) 男女が互いの生命・身体に理解を深めるとともに、心身共に健康の維持増進が図られる職場及び家庭環境の整備に努めること。
- (7) 男女共同参画の推進が、国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し、国際社会における取組を踏まえながら行われること。

(3) 計画の期間

「江別市男女共同参画基本計画（平成26年度～35年度）」の中間見直し後の期間は、令和元年度から令和5年度までの5年間とし、国の動向や社会情勢の変化に応じ、必要な場合は再度見直しを行います。

第2章 計画の内容

【基本方針1】

男女平等・共同参画社会の実現に向けた意識づくり啓発の推進 <女性活躍推進計画>

《主な取組》

- ・男女共同参画社会の実現に向け、社会に深く根付いている固定的性別役割分担意識に基づく慣習の解消を目指し、家庭・職場・地域社会等様々な場面において性別にかかわらずあらゆる年齢層のすべての人たちに対する男女共同参画に関する広報・啓発活動に努めます。
- ・性の多様性を認め合い、尊重し合うことが大切であり、LGBT※2等の性的少数者への理解促進に向けた啓発に努めます。

※2 LGBT

レズビアン（女性の同性愛者）、ゲイ（男性の同性愛者）、バイセクシュアル（両性愛者）、トランスジェンダー（身体と心の性が一致していないため身体の性に違和感を持ったり、心の性と一致する性別で生きたいと望む人）の頭文字をとって組み合わせたものをいいます。（北海道「みんなが自分らしく 性の多様性を考える」（パンフレット）より）

《主な関連計画》

- | | |
|-------------------|--------------|
| ●江別市子ども・子育て支援事業計画 | ●江別市高齢者総合計画 |
| ●江別市学校教育基本計画 | ●江別市社会教育総合計画 |

【基本方針２】

政策や方針決定過程への女性の参画拡大と女性の力を活かした政策の推進 <女性活躍推進計画>

《主な取組》

- ・市のあらゆる政策が男女共同参画の視点をもって立案・推進されるよう江別市が設置する審議会等における女性委員の登用について、引き続き拡大を図ります。
- ・江別市職員においては、長期的視野に立った人材育成と多様な研修や経験を積むことによって、男女共同参画意識の醸成を図るとともに、女性職員のキャリアアップを支援する体制を整え、職域による男女比の偏りの縮小に努めます。
- ・政策や方針決定過程に、男女が社会の対等な立場で参画することを進めるため、女性の人材育成を目的としたセミナーを開催するなど、女性の意識啓発に努めます。

《主な関連計画》

- 江別市職員の仕事・子育て・女性活躍推進に関する行動計画

【基本方針３】

就労・雇用・起業など働く人たちの男女共同参画の推進 <女性活躍推進計画>

《主な取組》

- ・女性が働きやすいまちづくりを進めるための課題を把握し、企業に対して、男女の均等な雇用機会と待遇が確保されるよう、関係法令の周知を行うとともに、セクシュアル・ハラスメント※³ や妊娠・出産・育児・介護を理由とするハラスメントの防止に向けた広報・啓発を行い、女性が働き続けられる環境の整備に努めます。
- ・女性が働きやすい環境づくりができるよう、企業に向けて、ワーク・ライフ・バランス※⁴ を推進するほか、事業所内保育所の助成への支援、介護離職の防止に向けた支援など、国の制度等の情報の周知に努めます。

※³ セクシュアル・ハラスメント

他の者に対し、その意に反する性的な言動により不快感を与え、その言動を受けた者の生活環境を害すること又はその性的な言動を受けた者の対応によりその者に不利益を与えることをいいます。（江別市男女共同参画を推進するための条例第2条より）

※⁴ ワーク・ライフ・バランス

「仕事と生活の調和」のことをいい、老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態であることをいいます。（内閣府「男女共同参画ハンドブック」より）

《主な関連計画》

- 江別市職員の仕事・子育て・女性活躍推進に関する行動計画
- 江別市まち・ひと・しごと創生総合戦略
- 江別市農業振興計画

【基本方針４】

子育てや介護等、家庭生活における男女共同参画の推進 <女性活躍推進計画>

《主な取組》

- ・子育てや介護などの家庭における責任は、男女が共に担い、支え合うものであるという認識を深め、仕事と家庭のバランスの取れた生活ができるよう、ワーク・ライフ・バランスの考え方の啓発に努めます。
- ・子育てや介護は、家族だけではなく社会全体で支援することの重要性について理解を深めるため、意識啓発の充実を図ります。
- ・子育てや介護等、家庭生活と仕事が両立できるよう、子育て支援の充実や高齢者が安心して暮らせる生活環境の整備に努めます。

《主な関連計画》

- 江別市子ども・子育て支援事業計画
- 江別市高齢者総合計画

【基本方針５】

あらゆる暴力根絶の取組

《主な取組》

- ・ セクシュアル・ハラスメントやストーカー行為、性犯罪その他あらゆる暴力行為が人権侵害行為であるという社会的認識を浸透させるため、人間の尊厳を尊重する意識の啓発に努めます。
- ・ ＤＶ（ドメスティック・バイオレンス）※５ 被害防止のためには、ＤＶが社会的な人権問題であるという認識を広く市民へ浸透させる必要があることから、若年層への周知や被害者支援のための連携強化に努めます。
また、子どもの目の前で家族に暴力を振るうことは児童虐待に当たり、子どもの心身の発達に影響を与えるため、ＤＶ防止に向けた周知・啓発や関係機関の連携強化に努めます。
- ・ 被害者の避難や相談が安心してできるよう、相談窓口の周知等の支援を行います。

※５ ドメスティック・バイオレンス

夫婦間、恋愛関係その他の親密な関係にある又はあった男女間における身体的、経済的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為をいいます。（江別市男女共同参画を推進するための条例第２条より）

《主な関連計画》

- 江別市子ども・子育て支援事業計画

【基本方針６】

生涯にわたる男女の健康支援

《主な取組》

- ・ 男性がパートナーを支えることができるように、妊娠・出産に関する正しい知識や情報の普及に努めるとともに、「性と生殖に関する健康と権利」に関する意識の浸透を図ります。
- ・ 乳がんや子宮頸がんといった女性特有の病気を早期発見するための検診の重要性の啓発や健康づくり情報を発信していきます。
- ・ 日頃から健康を意識し、健（検）診の受診、食生活の改善、運動習慣の定着など健康づくりの取組を進めていきます。

《主な関連計画》

- えべつ市民健康づくりプラン２１
- 江別市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）
- 江別市特定健康診査・特定保健指導実施計画

【基本方針７】

男女共同参画の視点に立った防災・災害復興体制の整備

《主な取組》

- ・ 防災分野全般における政策や方針決定の場への女性の参画を進めるとともに、女性の目線を重視した備蓄や避難所運営訓練の実施、防災知識の啓発などを通して、男女共同参画の視点に基づく地域の防災体制づくりに努めます。

《主な関連計画》

- 江別市地域防災計画

第3章 重点項目

1 重点項目

【1】男女平等・共同参画社会の実現に向けた意識づくり啓発の推進

男女共同参画社会を実現するために最も重要なことは、「意識改革」です。
子どもの頃から男女平等意識を醸成していくことや、男性にとっての男女共同参画など、わかりやすい広報・啓発活動を様々な機会を通じて進め、意識づくりを行う必要があります。

【2】働く女性のための環境整備

結婚・出産・子育て・家事等様々な理由により、就労や就業継続の面で女性が直面する多くの課題に対し、総合的な対策を講じ働き続けられる環境を整備することは、男女共同参画社会を推進していくためには重要なことであり、積極的に取り組んでいく必要があります。

2 数値目標

この計画の中間見直し後の期間は、令和元年度から令和5年度までの5年間とし、国の動向や社会情勢の変化に応じ、必要な場合は再度見直しを行います。

なお、重点項目は、計画の最終年度である令和5年度までに実施する具体の事業及び目標を設定しています。

	項 目	計画策定時 (平成24年度)	計画見直し時 (平成29年度)	目標値 (令和5年度)
1	地域社会で男女が平等となっていると思う人の割合	33.5%	47.6%	55.0%以上
2	家庭生活で男女が平等となっていると思う人の割合	39.8%	50.4%	55.0%以上
3	職場で男女が平等となっていると思う人の割合	23.3%	35.0%	45.0%以上
4	男女共同参画の考え方が必要だと思う人の割合	55.6%	77.8%	85.0%以上

※「計画策定時」及び「計画見直し時」は、いずれも当該年度の翌年度に実施した「まちづくり市民アンケート」による意識調査の結果による

第4章 推進体制

1 男女共同参画基本計画の進捗状況の公表	男女共同参画施策を総合的かつ計画的に進めて行くために、重点項目の適切な進行管理と、計画の進捗状況を公表します。
2 庁内推進体制	男女共同参画社会の実現は、市民生活のあらゆる分野に関わる問題です。様々な施策を総合的、計画的に推進するためには、関係部局間の連携を深め職員一人ひとりが「男女共同参画社会の実現」を行政課題としてとらえ、施策を推進していきます。
3 審議会の設置	男女共同参画の効果的な推進を図るため、審議会を設置します。
4 男女共同参画に関する調査研究の推進	男女共同参画の実現のためには、様々な課題に対する調査・研究を実施し、現状を把握するとともに、問題解決に向けた取組を進めます。
5 男女共同参画推進に向けた支援・連携	男女共同参画を推進するためには、市民の理解が最も重要です。情報の収集や交換を行いながら、市民や企業、関係機関・団体と協力・連携して、総合的に取組を進めます。

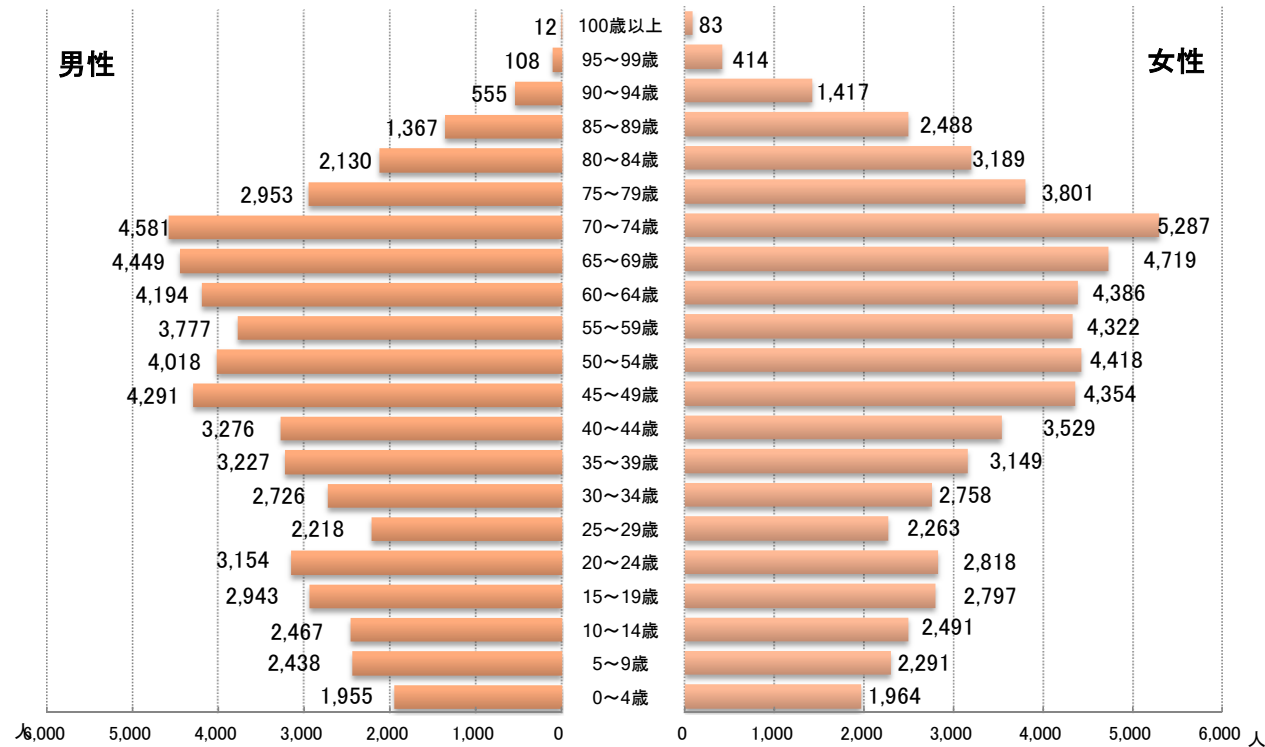
2. 「江別市男女共同参画基本計画 中間見直し版」の推進状況（令和3年度）

（1）江別市の人口と世帯数の推移

令和3年10月1日現在の江別市の人口は119,777人で、男性が56,839人（47.5%）、女性が62,938人（52.5%）となり、昭和60年調査以降女性が男性を上回っている状況が続いています。（表1）

世帯数は大正9年調査以来増加傾向にありますが、一世帯あたりの人数は昭和25年調査以降減少傾向が続いています。

図1 江別市の5歳階級別人口



※）住民基本台帳より作成（令和3年10月1日現在）

表1 江別市の人口と世帯数の推移

年次	人口(人)			女性の割合	世帯数	一世帯あたりの人数(人)
	総数	男性	女性			
大正 9年	18,992	10,317	8,675	45.7%	3,453	5.50
14年	17,553	9,071	8,482	48.3%	3,340	5.26
昭和 5年	19,633	10,270	9,363	47.7%	3,555	5.52
10年	21,457	11,317	10,140	47.3%	3,669	5.85
15年	19,759	9,936	9,823	49.7%	3,458	5.71
22年	28,815	14,392	14,423	50.1%	5,367	5.37
25年	31,647	16,188	15,459	48.8%	5,670	5.58
30年	35,185	18,038	17,147	48.7%	6,346	5.54
35年	37,396	19,201	18,195	48.7%	7,524	4.97
40年	44,510	22,828	21,682	48.7%	10,570	4.21
45年	63,762	31,973	31,789	49.9%	17,223	3.70
50年	77,624	38,866	38,758	49.9%	22,971	3.38
55年	86,349	43,301	43,048	49.9%	28,513	3.03
60年	90,328	45,023	45,305	50.2%	30,431	2.97
平成 2年	97,201	48,181	49,020	50.4%	34,421	2.82
7年	115,495	56,778	58,717	50.8%	42,856	2.69
12年	123,877	60,115	63,762	51.5%	47,658	2.60
17年	125,601	60,807	64,794	51.6%	50,425	2.49
22年	123,722	59,320	64,402	52.1%	51,170	2.42
27年	120,636	57,391	63,245	52.4%	51,983	2.32
28年	119,250	56,604	62,646	52.5%	56,047	2.13
29年	118,979	56,534	62,445	52.5%	56,456	2.11
30年	118,971	56,567	62,404	52.5%	57,155	2.08
令和 元年	119,510	56,833	62,677	52.4%	57,929	2.06
2年	119,883	56,978	62,905	52.5%	58,668	2.04
3年	119,777	56,839	62,938	52.5%	59,100	2.03

※）平成27年までは総務省「国勢調査」、平成28年～令和3年は住民基本台帳（各年10月1日現在）による

(2)「男女共同参画基本計画 中間見直し版」の推進状況

江別市の令和3年度における基本計画の推進状況については、基本方針ごとに以下のとおりとなっています。

なお、本文や図、表は、令和4年5月に江別市民1,500人を無作為抽出し、684人から回答を得た「まちづくり市民アンケート」による意識調査（以下：「市民アンケート」）や、内閣府の令和4年版「男女共同参画白書」などに基づき作成しています。

基本方針1

男女平等・共同参画社会の実現に向けた意識づくり啓発の推進 <女性活躍推進計画>

国連開発計画(UNDP)が令和4年に発表した「人間開発報告書」では、令和3年の日本の人間開発指数(HDI)は191の国と地域の中で第19位と人間開発最高位グループに属しており、ジェンダー不平等指数(GII)は測定可能な170か国中22位となっています。

しかし、令和3年版「男女共同参画白書」によると、世界経済フォーラムが令和3年に発表したジェンダー・ギャップ指数(GGI)では、測定可能な156か国中120位となっており、日本は、「教育」と「健康」の値は世界トップクラスですが、「政治」と「経済」の値が低く、女性の社会参画が課題であることが示唆されています(P8表3)。

「市民アンケート」では、「男女共同参画社会」を知っているとの回答は35.4%、「男女共同参画社会基本法」を知っているとの回答は19.6%となっており、男女共同参画社会実現に向けた取り組みの認知度は低い状況にあるといえます(表2)。

男女の平等感に関する意識調査の結果、「学校教育の場」において「平等である」との回答は全体で59.6%、「家庭」においては54.5%と、男女共同参画に対する意識向上が認められる一方で(P8図2)、「地域社会」及び「職場」の「平等である」との回答は、計画策定時に比べ増加しているものの依然として5割に満たないことから、男女共同参画に向けた意識変革や慣行等見直しのための意識づくりは十分に進んでいない状況といえます(P9図3～図5)。

平成28年4月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(女性活躍推進法)が施行され、国及び地方公共団体、民間企業等に対し、女性の活躍の場の提供主体である事業主として、女性の活躍に関する状況の把握・行動計画策定・情報公表が義務付けられました。

男女共同参画社会を実現するためには、社会の制度や慣行などに深く根付いている性別による固定的役割分担意識の解消を図るとともに、男女共同参画に関する認識を深めていくことが重要であり、今後も幅広い年代に対して意識づくりの啓発に取り組んでいく必要があります。

また、人権尊重の視点から、性の多様性を認め合い尊重し合うことが大切であり、不平等や偏見をなくするための取組を進める必要もあります。

表2 江別市の男女共同参画に関する事項についての認知度 (%)

項目 年度	男女共同参画社会	男女共同参画社会基本法	男女雇用機会均等法	育児・介護休業法	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	ストーカー規制法	配偶者暴力防止法(DV防止法)	ポジティブ・アクション(積極的改善制度)	創られた性別(社会的・文化的に)	LGBT等(性の多様性)	SOGI(性的指向・性自認)	パートナーシップ制度	リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する女性の健康と権利)	ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)	江別市男女共同参画を推進するための条例	江別市男女共同参画基本計画	無回答
平成20年度(旧計画策定時)	26.8	17.2	68.7	61.0	-	67.7	57.9	3.0	16.7	-	-	-	3.4	13.5	-	-	18.2
平成24年度(計画策定時)	32.1	20.8	73.0	63.6	-	66.2	55.8	3.4	18.3	-	-	-	3.1	14.8	8.4	6.2	14.8
平成29年度(計画見直し時)	32.1	17.9	73.5	65.5	-	64.6	61.8	4.9	33.2	-	-	-	3.3	25.6	6.7	6.5	11.0
平成30年度	30.1	17.5	72.6	67.4	18.9	66.4	64.0	3.1	43.2	-	-	-	4.2	26.5	5.8	5.3	12.7
令和元年度	34.4	20.6	72.6	61.7	17.7	65.3	60.6	4.2	46.9	47.8	-	-	4.5	26.7	7.0	7.7	13.1
令和2年度	38.1	19.0	73.4	66.6	20.2	66.2	63.5	4.8	61.3	55.6	8.5	42.8	5.3	26.8	6.1	6.4	10.0
令和3年度	35.4	19.6	70.3	66.4	17.8	64.0	59.8	5.0	62.1	55.0	10.2	51.0	3.9	28.7	9.5	7.7	11.8

※)資料:「市民アンケート」(複数回答あり)

表3 HDI、GII、GGIにおける日本の順位

HDI (人間開発指数)			GII (ジェンダー不平等指数)			GGI (ジェンダー・ギャップ指数)		
順位	国名	HDI値	順位	国名	GII値	順位	国名	GGI値
1	スイス	0.962	1	デンマーク	0.013	1	アイスランド	0.892
2	ノルウェー	0.961	2	ノルウェー	0.016	2	フィンランド	0.861
2	アイスランド	0.959	3	スイス	0.018	3	ノルウェー	0.849
4	香港	0.952	4	スウェーデン	0.023	4	ニュージーランド	0.840
5	オーストラリア	0.951	5	オランダ	0.025	5	スウェーデン	0.823
6	デンマーク	0.948	6	フィンランド	0.033	6	ナミビア	0.809
7	スウェーデン	0.947	7	シンガポール	0.040	7	ルワンダ	0.805
8	アイルランド	0.945	8	アイスランド	0.043	8	リトアニア	0.804
9	ドイツ	0.942	9	ルクセンブルク	0.044	9	アイルランド	0.800
10	オランダ	0.941	10	ベルギー	0.048	10	スイス	0.798
11	フィンランド	0.940	11	アラブ首長国連邦	0.049	11	ドイツ	0.796
12	シンガポール	0.939	12	オーストリア	0.052	12	ニカラグア	0.796
13	ベルギー	0.937	13	イタリア	0.056	13	ベルギー	0.789
13	ニュージーランド	0.937	14	スペイン	0.057	14	スペイン	0.788
15	カナダ	0.936	15	ポルトガル	0.067	15	コスタリカ	0.786
16	リヒテンシュタイン	0.935	15	韓国	0.067	16	フランス	0.784
17	ルクセンブルク	0.930	17	カナダ	0.069	17	フィリピン	0.784
18	英国	0.929	18	スロベニア	0.071	18	南アフリカ	0.781
19	韓国	0.925	↓			↓		
19	日本	0.925	22	日本	0.083	120	日本	0.656

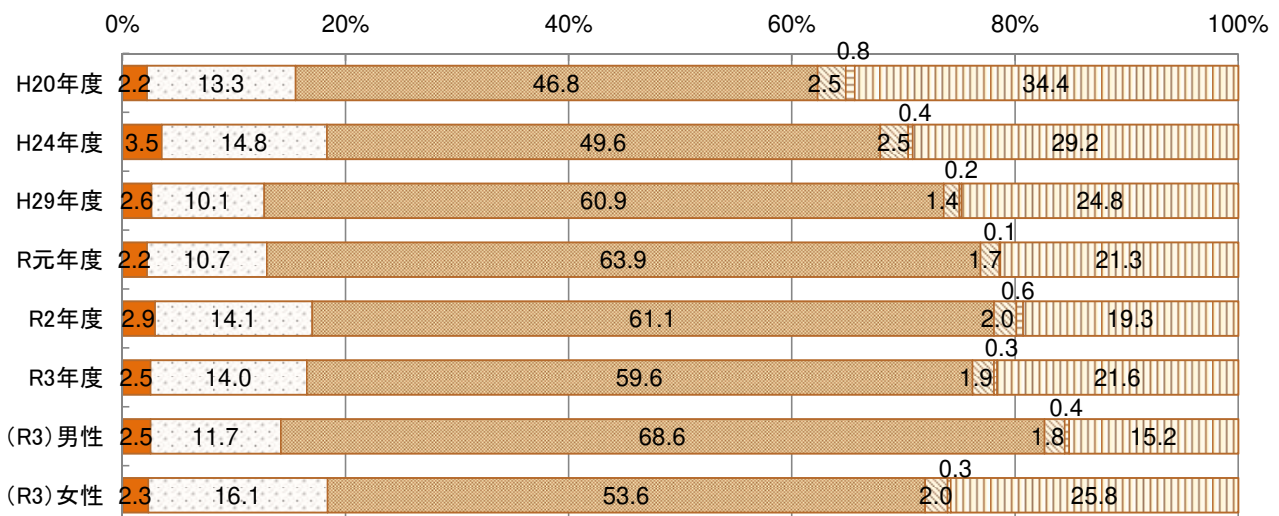
※HDI(人間開発指数):国連開発計画による指数で、「長寿で健康な生活」、「知識」及び「人間らしい生活水準」という人間開発の3つの側面を測定したもの。

※GII(ジェンダー不平等指数):国連開発計画による指数で、国家の人間開発の達成が男女の不平等によってどの程度妨げられているかを明らかにするもの。0が完全平等、1が完全不平等を意味する。

※GGI(ジェンダー・ギャップ指数):世界経済フォーラムが、各国内の男女間の格差を数値化しランク付けしたもので、経済分野、教育分野、政治分野及び健康分野のデータから算出され、0が完全不平等、1が完全平等を意味する。

※) 資料: HDI・GII～国連開発計画(UNDP)「人間開発報告書2021/2022」
GGI～内閣府令和4年版「男女共同参画白書」

図2 江別市の男女の平等感意識調査「学校教育の場」



※H20年度…旧計画策定時
※H24年度…計画策定時
※H29年度…計画見直し時

男性の方が優遇されている
 平等である
 女性の方が優遇されている
 どちらかといえば男性が優遇されている
 どちらかといえば女性が優遇されている
 無回答

※) 資料:「市民アンケート」

図3 江別市の男女の平等感意識調査「家庭」

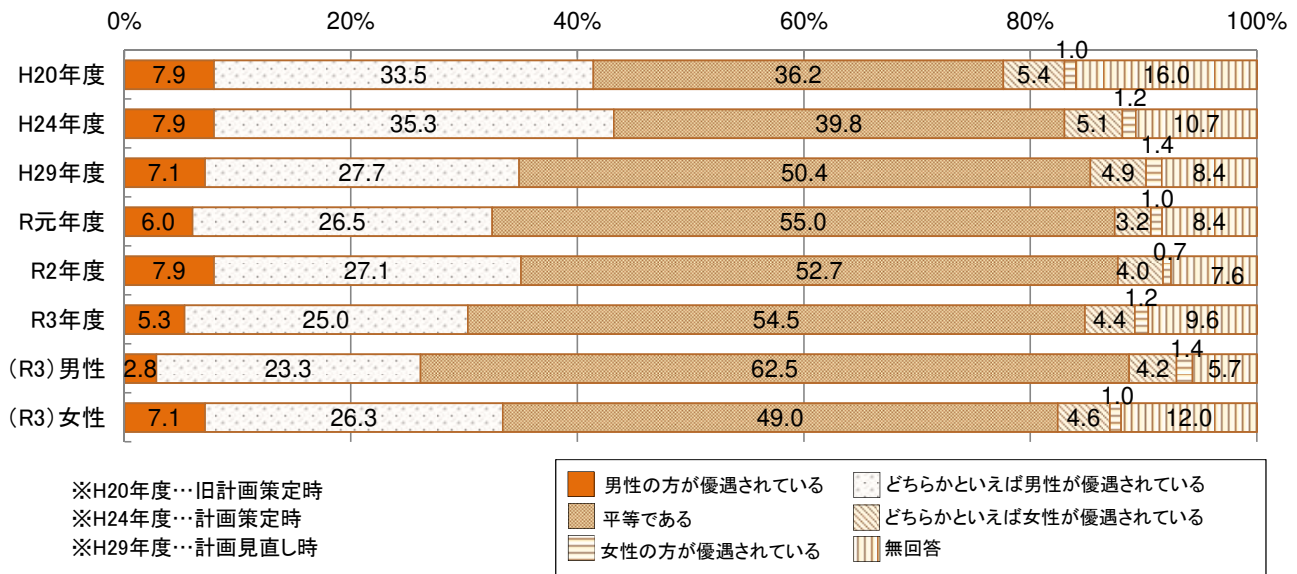


図4 江別市の男女の平等感意識調査「地域社会」

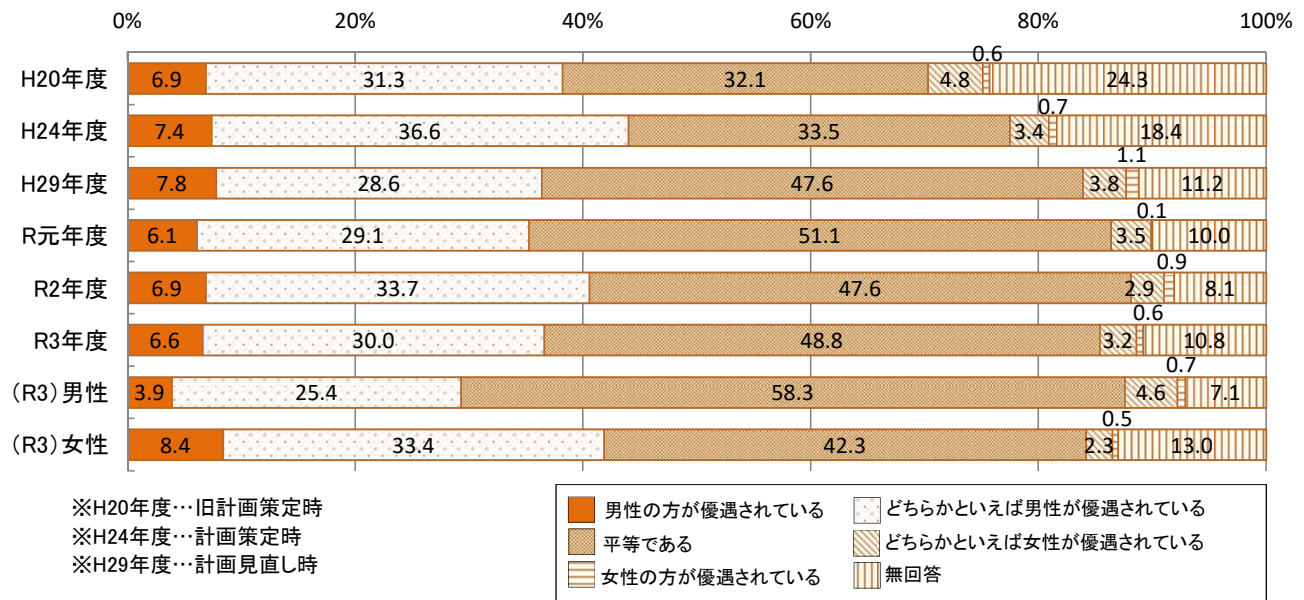
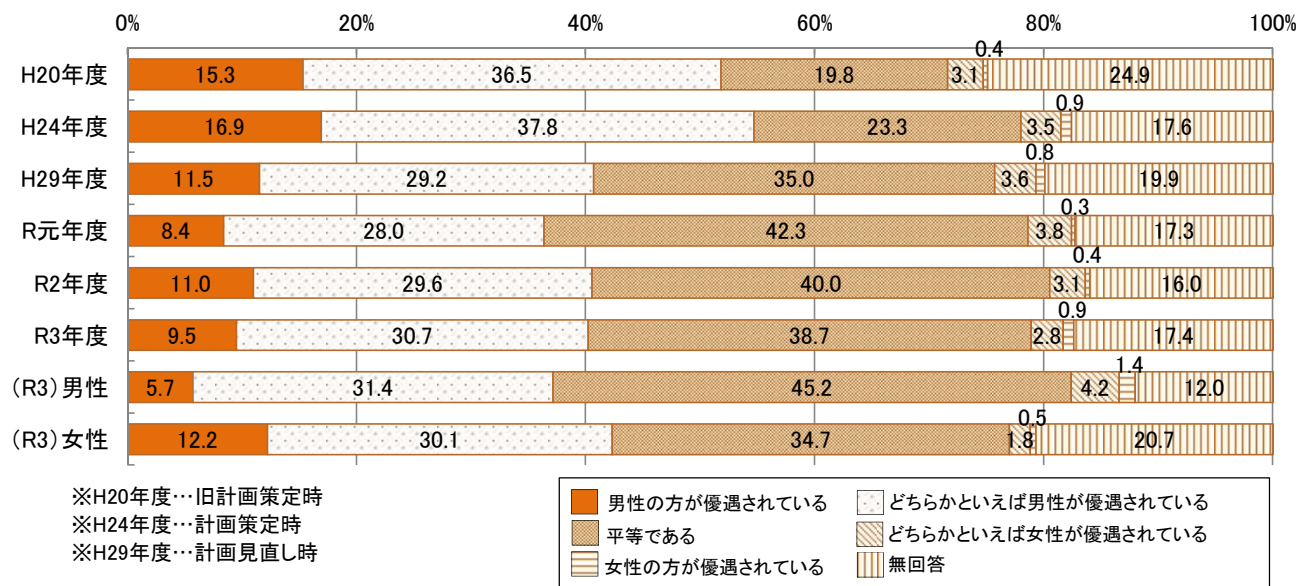


図5 江別市の男女の平等感意識調査「職場」



※) 図3～5 資料:「市民アンケート」

基本方針 2

政策や方針決定過程への女性の参画拡大と女性の力を活かした政策の推進 <女性活躍推進計画>

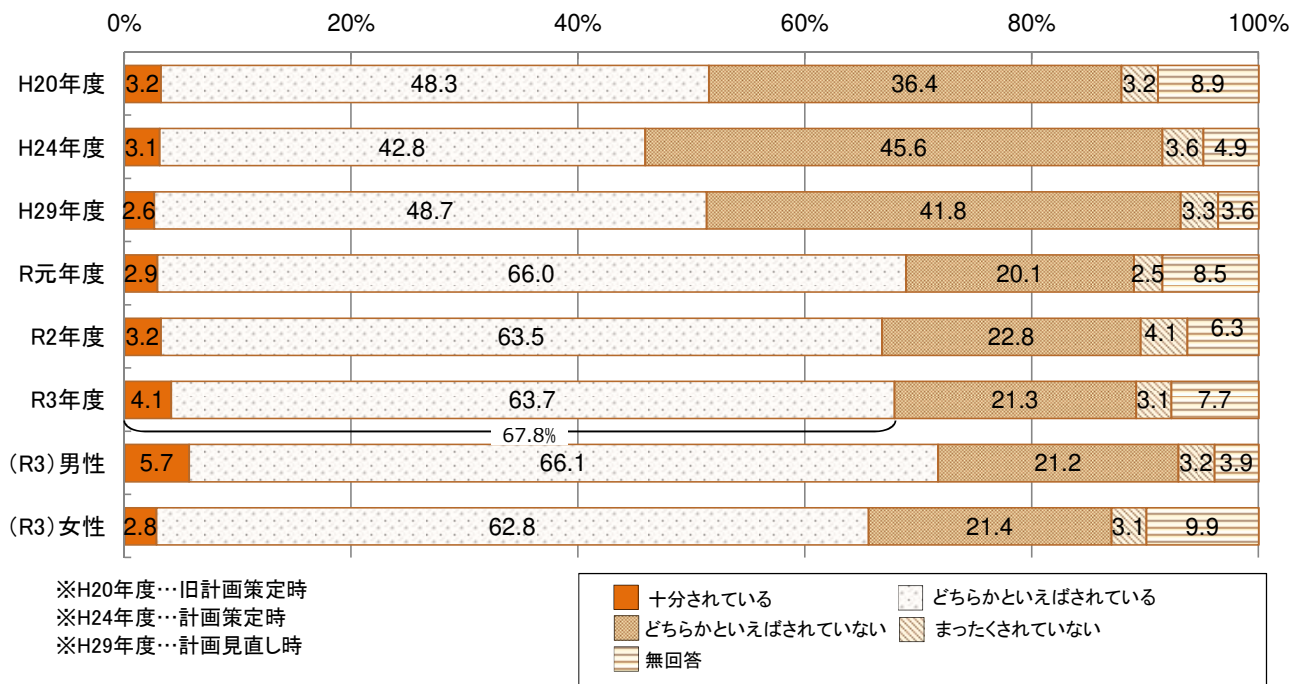
「市民アンケート」では、江別市の女性の社会参画の促進について「十分されている」「どちらかといえばされている」を合わせた回答が67.8%となっています(図6)。

「男女共同参画白書」によると、全国の市議会の女性議員の割合は16.8%であるのに対し、江別市の市議会における女性議員の割合は、令和4年3月31日現在48%と全国トップとなっています。また、審議会等における女性登用の割合では、令和2年度に比べ令和3年度が2.4ポイント増の30.8%(表4、P11図7)、女性委員が4割以上の割合は2.3ポイント減(P11図8)の33.9%、市職員の女性管理職登用の状況(医療職を除く)は9.7%(管理職134人のうち女性13人)となっています(P11図9、表5)。

審議会等における女性登用に関しては、委嘱任期の関係や委員推薦を依頼する団体の事情等から、早急な改善は難しいものと思われますが、公募委員における女性委員の割合は50.8%であり、公募委員の拡充により一定の成果が見られます。

政策や方針決定過程への女性の参画は多様な価値観が反映され、新たな発想や組織の活性化等が図られることなどの効果が期待されており、「江別市男女共同参画を推進するための条例」において、審議会等を構成する委員の委嘱をするときは、当該委員の数について、男女のいずれか一方が委員の総数の4割未満とならないよう努めると定めていることから、庁内関係部署に女性登用の拡大について積極的に呼びかけながら組織的な取組を推進し、社会的な気運の醸成を図っていく必要があります。

図6 江別市の女性の社会参画の促進にかかる意識調査



※) 資料:「市民アンケート」

表4 江別市の審議会等委員数等の推移

	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3
審議会等数	52	51	58	55	56	58	59
男性委員(人)	401	409	462	441	597	620	601
うち公募委員(人)	16	13	21	18	21	24	29
女性委員(人)	139	144	168	155	233	246	267
うち公募委員(人)	11	7	15	11	21	27	30
総数(人)	540	553	630	596	830	866	868
うち公募委員(人)	27	20	36	29	42	51	59
女性登用率(%)	25.7	26.0	26.7	26.0	28.1	28.4	30.8
公募委員の女性割合(%)	40.7	35.0	41.7	37.9	50.0	52.9	50.8

※) 資料:総務部総務課(基準日4月1日)

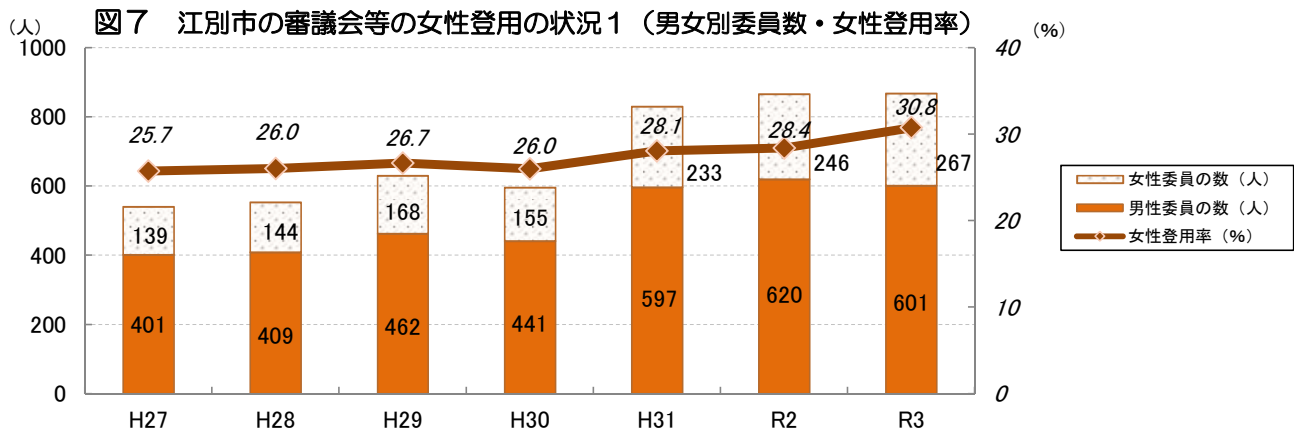
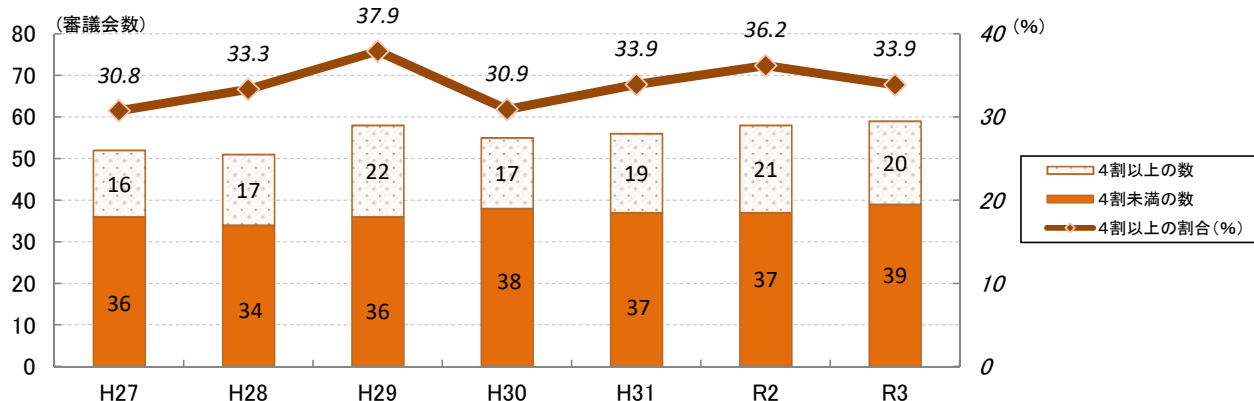


図8 江別市の審議会等の女性登用の状況2（女性委員が4割以上の審議会等の割合）



※) 資料:総務部総務課(基準日4月1日)

※) 図7、図8いずれも、委員数は、地方自治法第202条の3に基づく附属機関等、同法第180条の5に基づく委員会等及び要綱等に基づく委員会等を含む。

図9 江別市役所の職員数の状況

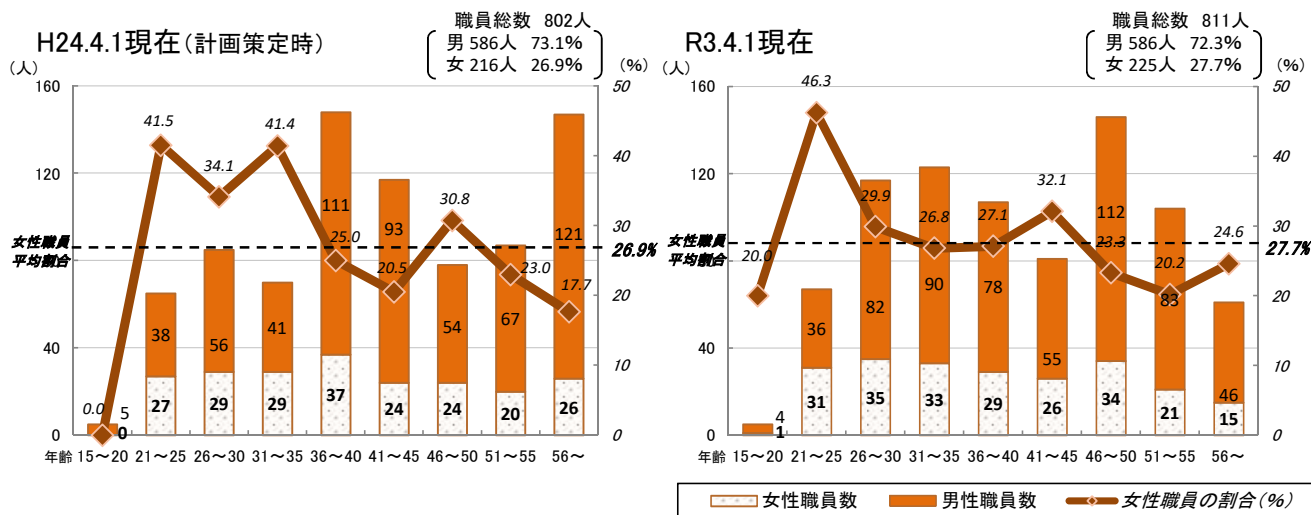


表5 江別市役所の職員の階級別登用状況

年度	H24			H29			H30			H31			R2			R3		
階級	男性	女性	女性割合	男性	女性	女性割合	男性	女性	女性割合	男性	女性	女性割合	男性	女性	女性割合	男性	女性	女性割合
部長相当職	13	0	0.0%	10	1	9.1%	11	0	0.0%	11	0	0.0%	13	0	0.0%	13	0	0.0%
次長相当職	15	2	11.8%	19	0	0.0%	19	0	0.0%	17	0	0.0%	19	0	0.0%	20	1	4.8%
課長相当職	84	5	5.6%	84	4	4.5%	84	7	7.7%	86	7	7.5%	87	11	11.2%	88	12	12.0%
主幹相当職	25	3	10.7%	31	1	3.1%	34	2	5.6%	33	2	5.7%	32	2	5.9%	33	2	5.7%
係長相当職	166	27	14.0%	153	42	21.5%	155	43	21.7%	159	42	20.9%	164	42	20.4%	164	41	20.0%
係員	283	179	38.7%	302	159	34.5%	294	157	34.8%	287	162	36.1%	274	163	37.3%	268	169	38.7%
合計	586	216	26.9%	599	207	25.7%	597	209	25.9%	593	213	26.4%	589	218	27.0%	586	225	27.7%
うち管理職	112	7	5.9%	113	5	4.2%	114	7	5.8%	114	7	5.8%	119	11	8.5%	121	13	9.7%

※) 資料:総務部職員課(基準日 各年4月1日:医療職を除く)

基本方針3

就労・雇用・起業など働く人たちの男女共同参画の推進 <女性活躍推進計画>

男女雇用機会均等法の改正や育児・介護休業法などの法整備により、労働環境は少しずつ改善されており、令和4年版「男女共同参画白書」によると、女性の就業者数は平成24年から令和3年までの9年間で約340万人増加しており、生産年齢人口（15～64歳）の就業率も近年男女ともに上昇しています。（図10）。

女性の年齢階級別労働力率について、25～29歳が86.9%、30～34歳が79.4%と上昇しており、結婚、出産、子育て期に就業が中断するいわゆる「M字カーブ」の底は浅くなり、先進諸国で見られる台形へと近づきつつあります（P13図11）。

また、非正規雇用者のうち、不本意に非正規雇用形態についている者の人数は、令和3年には女性109万人、男性105万人で、男女ともに前年（女性118万人、男性112万人）より減少しましたが、女性の方が多い点は前年同様であり、その差は約4万人となっています。（P13図12）。

平成28年に実施した「経済センサス活動調査」によると、江別市の事業所数は3,351か所、従業者数は男性16,645人、女性16,596人となっています（P14図13）。

農業においては、体質の強い農業経営の育成を図るため法人化を推進している一面はあるものの、家族経営が一般的です。江別市においては、家族間の役割分担や就業条件を明確にする家族経営協定を締結した世帯数はまだ少なく（P14表6）、また女性の認定農業者数は依然として低い水準に留まっています（P15表7）。農家世帯数と共に農業従事者も減少傾向にあり（P14図14）、農業を取り巻く環境も非常に厳しい状況にあるといえます。

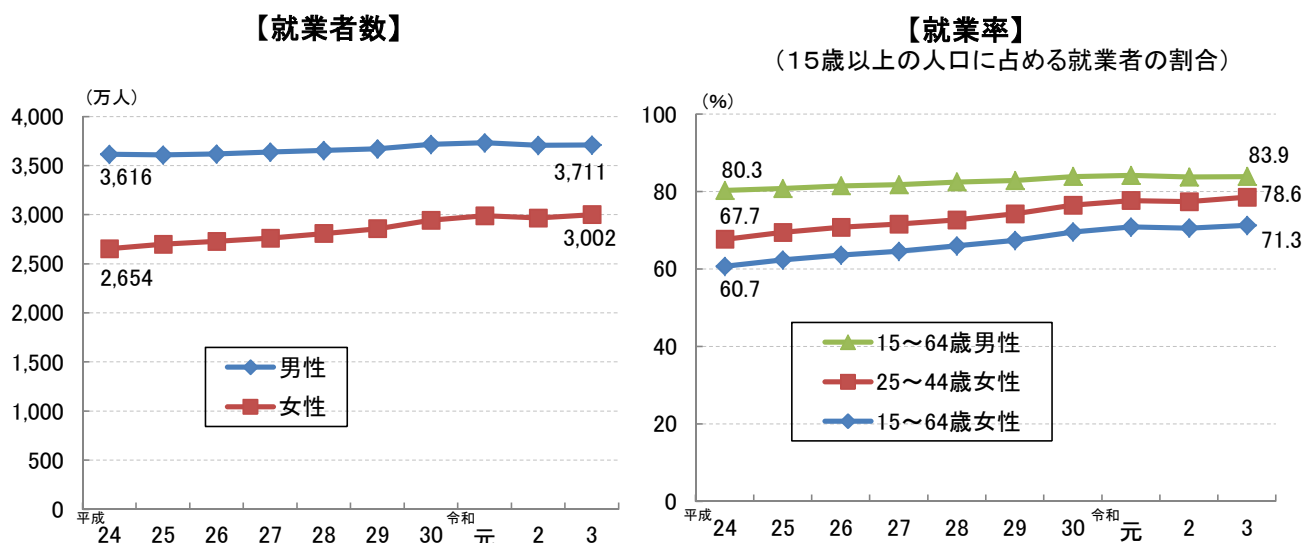
このような中、「市民アンケート」による意識調査では、「職場」における男女の平等感について、「平等である」との回答は全体で38.7%である一方、「男性の方が優遇されている」「どちらかといえば男性が優遇されている」との回答は合わせて40.2%となっています（P15図15）。

雇用の分野において、男性に比べ女性はパートタイム労働者や派遣・契約社員といった非正規職員として不安定な就業形態が多く、経済状況の動向によりその傾向は更に進んでいくものと思われ、実質的な男女平等は停滞している現状にあるといえます。

令和2年「国勢調査」の結果では、江別市の働く女性の63.1%が非正規雇用者となっており、全国より11%程高い割合になっています。

今後も、企業誘致などの新規雇用の創出や関係機関との連携を図りながら、適正な労働条件の確保に向けた広報や就業に関する情報提供、企業相談などに取り組むとともに、国の動向等を踏まえながら引き続き男女がともに働きやすく、それぞれの能力を発揮できる機会が確保されるような環境の整備・支援などに取り組んでいく必要があります。

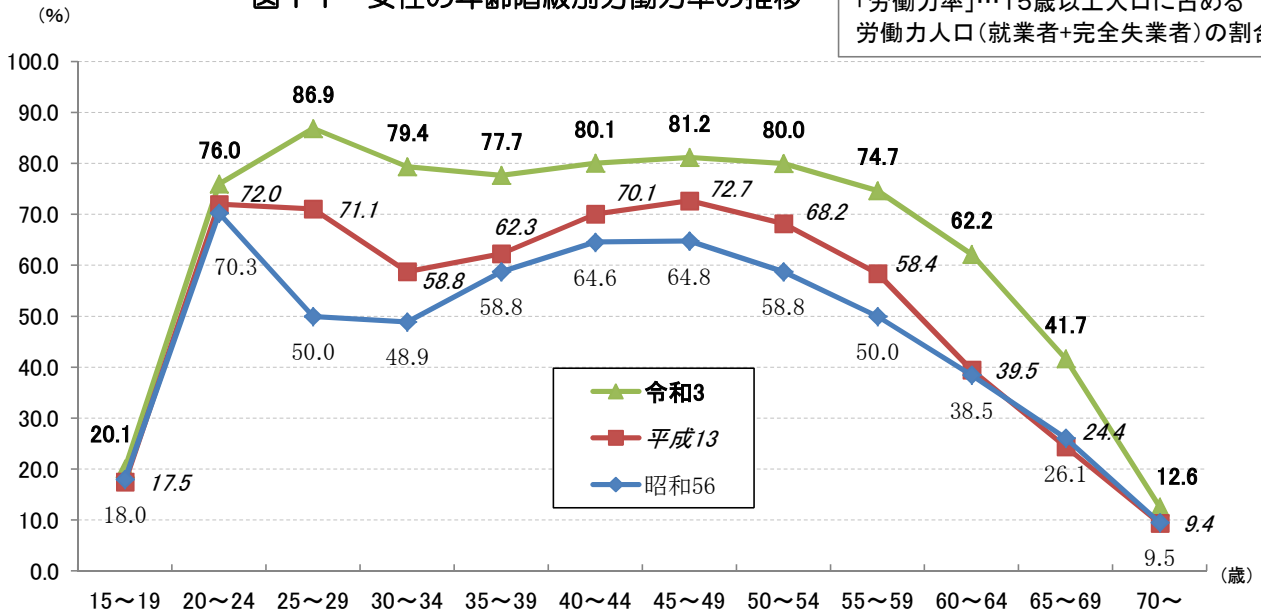
図10 男女別の就業者及び就業率（平成24年→令和3年）



※) 資料: 内閣府令和4年版「男女共同参画白書」

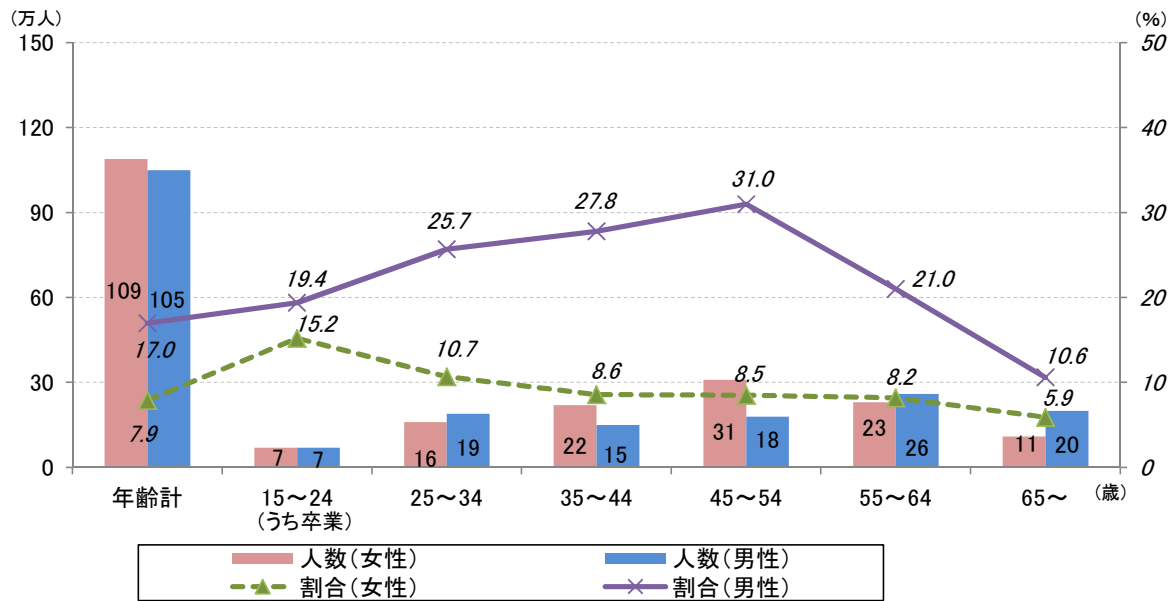
図11 女性の年齢階級別労働力率の推移

「労働力率」…15歳以上人口に占める
労働力人口(就業者+完全失業者)の割合



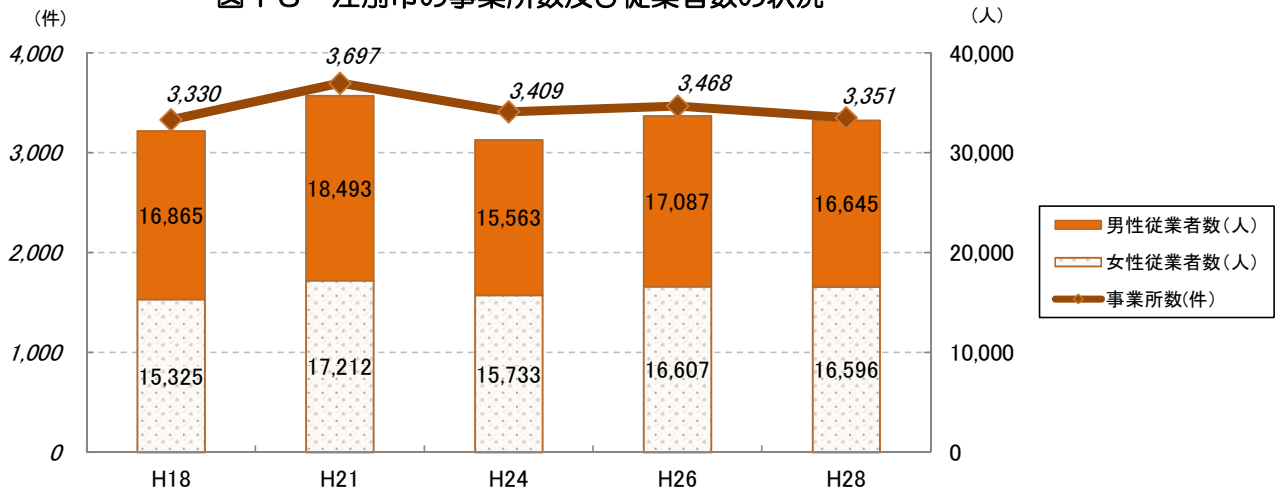
※) 資料: 内閣府令和4年版「男女共同参画白書」

図12 非正規雇用者のうち、現職の雇用形態についている主な理由が「正規の職員・従業員の仕事がないから」とする者の人数及び割合(男女別、令和3年)



※) 資料: 内閣府令和4年版「男女共同参画白書」

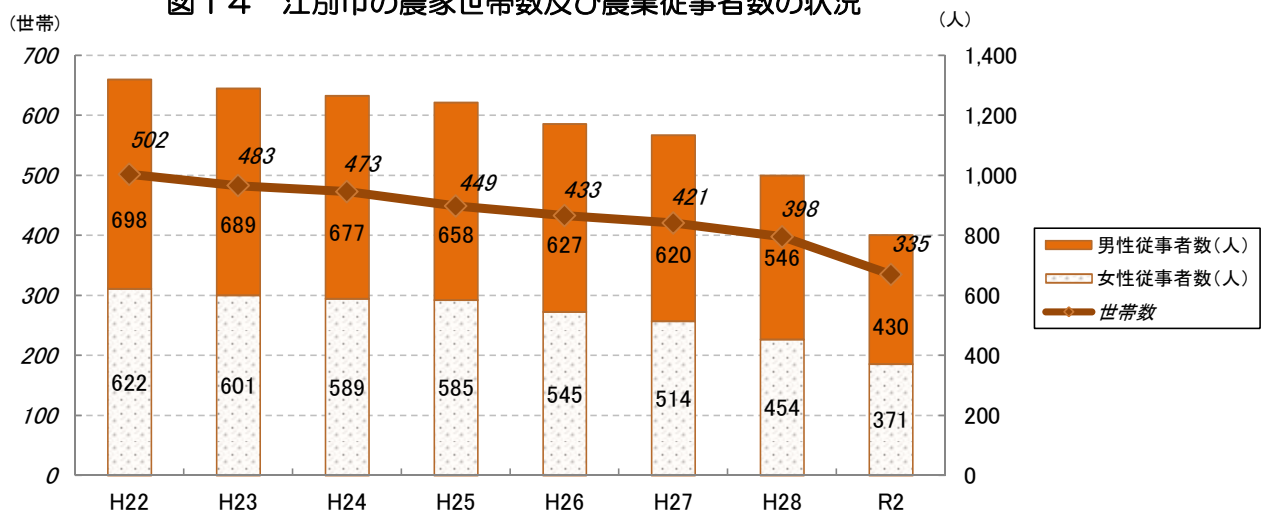
図13 江別市の事業所数及び従業者数の状況



※)資料:「江別市統計書」

注)平成18年の数値は「事業所・企業統計調査」により、平成21年と平成26年の数値は「経済センサス基礎調査」により、平成24年と平成28年の数値は「経済センサス活動調査」によるものです。「事業所・企業統計調査」、「経済センサス基礎調査」、「経済センサス活動調査」は、調査方法・調査対象が異なるため、他調査と単純比較できません。

図14 江別市の農家世帯数及び農業従事者数の状況



※) 資料:平成27年次まで 江別市農業委員会(各年3月31日現在)
平成28年次・令和2年次 農林業センサス2015・2020

表6 江別市の家族経営協定の締結農家世帯数の推移(上:全体、下:女性を含む世帯)

	H22年度 以前	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	合計
締結世帯数	21	1	2	4	4	0	4	0	2	0	1	6	45
解約世帯数	6	0	0	0	0	1	1	0	0	9	3	2	22
差 引	15	1	2	4	4	-1	3	0	2	-9	-2	4	23

	H22年度 以前	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R2年度	合計
締結世帯数	8	1	1	2	4	0	1	0	2	1	1	3	24
解約世帯数	1	0	0	0	0	0	0	0	0	5	3	2	11
差 引	7	1	1	2	4	0	1	0	2	-4	-2	1	13

※)資料:江別市農業委員会(各年度3月31日現在)

〔家族経営協定〕

家族経営協定とは、家族農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやり甲斐を持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき、取り決めるものです。

表7 江別市の認定農業者の推移

(人)

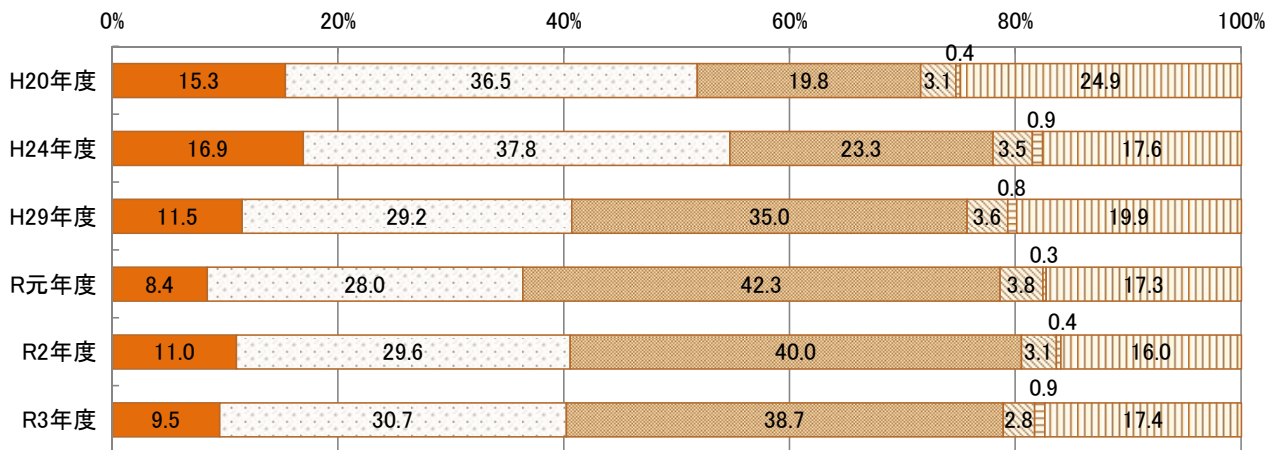
	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3
男性	262	257	247	258	263	253	250	249	229	224
女性	7	7	10	11	12	12	13	13	15	15
(女性割合)	2.6%	2.7%	3.9%	4.1%	4.4%	4.5%	4.9%	5.0%	6.1%	6.3%
法人	34	32	32	34	34	36	36	38	39	38
総数	303	296	289	303	309	301	299	300	283	277

※) 資料:「江別市の農業」(各年3月31日現在)

〔認定農業者〕

認定農業者とは、農業経営のプロを目指す農業者自らが経営の一層のステップアップを図る農業経営の目標を立て、市町村が地域における担い手として認めた農業者のことです。

図15 江別市の男女の平等感意識調査「職場」【再掲】



※H20年度…旧計画策定時

※H24年度…計画策定時

※H29年度…計画見直し時



※) 資料:「市民アンケート」

基本方針 4

子育てや介護等、家庭生活における男女共同参画の推進 <女性活躍推進計画>

内閣府の「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に関する意識調査（平成25年3月）」ではワーク・ライフ・バランスという言葉を知ったことのある人の割合は5割ですが、実際に内容を知っている人は2割弱にとどまっており、まだ十分に認知されていない状況です。また、男性も女性も「仕事」と「家庭生活」をともに優先したいという希望を持ちながら、現実にはどちらかを優先しており、希望と現実には隔たりがあるとされています。

「市民アンケート」による意識調査の結果、「男性は仕事、女性は家事・育児」という考え方について「賛成」もしくは「どちらかといえば賛成」との回答は全体の18.6%と減少傾向にありますが、男女間では13.1%の開きが見られます（図16）。また、男女共同参画社会を目指すために必要なことという設問では、「仕事と家庭が両立できる制度、仕組みの改善」という回答が22.7%と最も多く（P17図17）、国の世論調査同様に仕事と家庭生活との両立については、現実との隔たりがあるものと思われます。

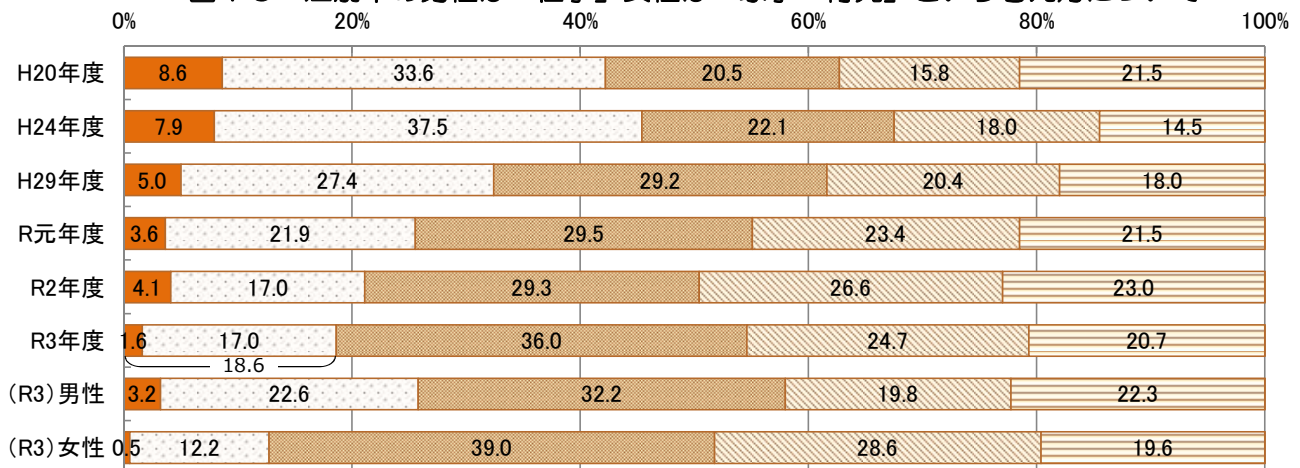
江別市では、平成17年3月に「江別市次世代育成支援行動計画<子育て支援・えべつ21プラン>」を策定し、平成27年度から「えべつ・安心子育てプラン（江別市子ども・子育て支援事業計画）」、令和2年度からは、近年、女性の就業率増加に伴う教育・保育にかかる需要の高まりや児童虐待、経済的な困難を抱える家庭における子どもの貧困、幼児教育・保育の無償化など、子どもや家庭をめぐる環境やニーズは大きく変化していることから、「えべつ・安心子育てプラン（第2期江別市子ども・子育て支援事業計画）」を進めています。

また、令和2年「国勢調査」において、江別市の65歳以上の人口の割合は、30.4%（男性27.6%、女性32.9%）で、平成27年「国勢調査」に比べて、3.4ポイント増加しており（男性3.3ポイント、女性3.5ポイント）、確実に高齢化が進んでいる状況（P17表8、図18）にあることから、今後も他の世代とともに社会を支え地域を活性化していくための構成員としてますます重要な役割を担い、長年培われた知識と豊富な経験に基づく人材の活用等を図っていくとともに、介護保険制度などの高齢者に対する支援の充実など、高齢者が生きがいをもって安心して暮らせる環境づくりがより一層求められてきています。

このような状況を踏まえ、江別市では高齢者施策の体系的推進と介護保険制度の円滑な実施を目指すため、令和3年度から令和5年度までの3か年計画として「江別市高齢者総合計画」を策定するなど、高齢者が安心・安全にいきいきと暮らせる環境づくりと地域で支え合えるまちづくりを目指した取組を進めています。

今後も引き続き少子高齢化やライフスタイルの多様化等を踏まえ、男女がともに家族として責任を担うとともに、育児や介護等に関して地域社会で支え、支援していくような体制の充実等を図ることや、性別による固定観念の解消や習慣等の是正に向けた視点を取り入れた学習の機会や情報の提供、意識変革を促すための啓発活動等に取り組んでいく必要があります。

図16 江別市の男性は「仕事」女性は「家事・育児」という考え方について



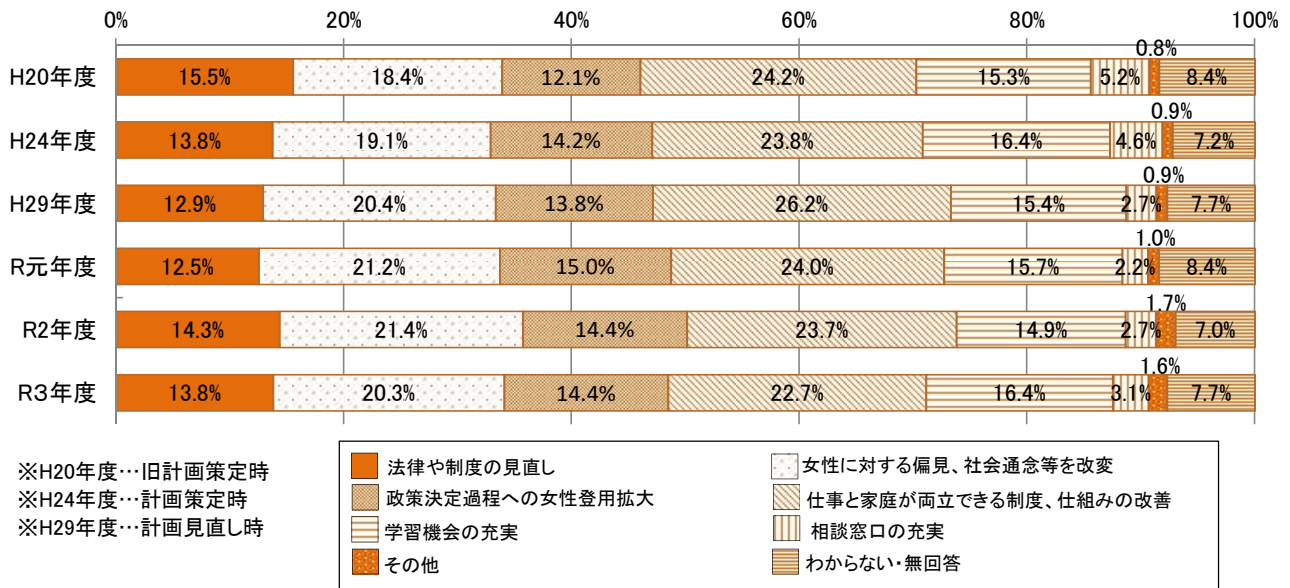
※H20年度…旧計画策定時

※H24年度…計画策定時

■ 賛成 □ どちらかといえば賛成 ■ どちらかといえば反対 ■ 反対 ■ わからない・無回答

※) 資料:「市民アンケート」

図17 江別市の男女共同参画社会の実現に向け重要なこと



※) 資料:「市民アンケート」(回答は3つまで可)

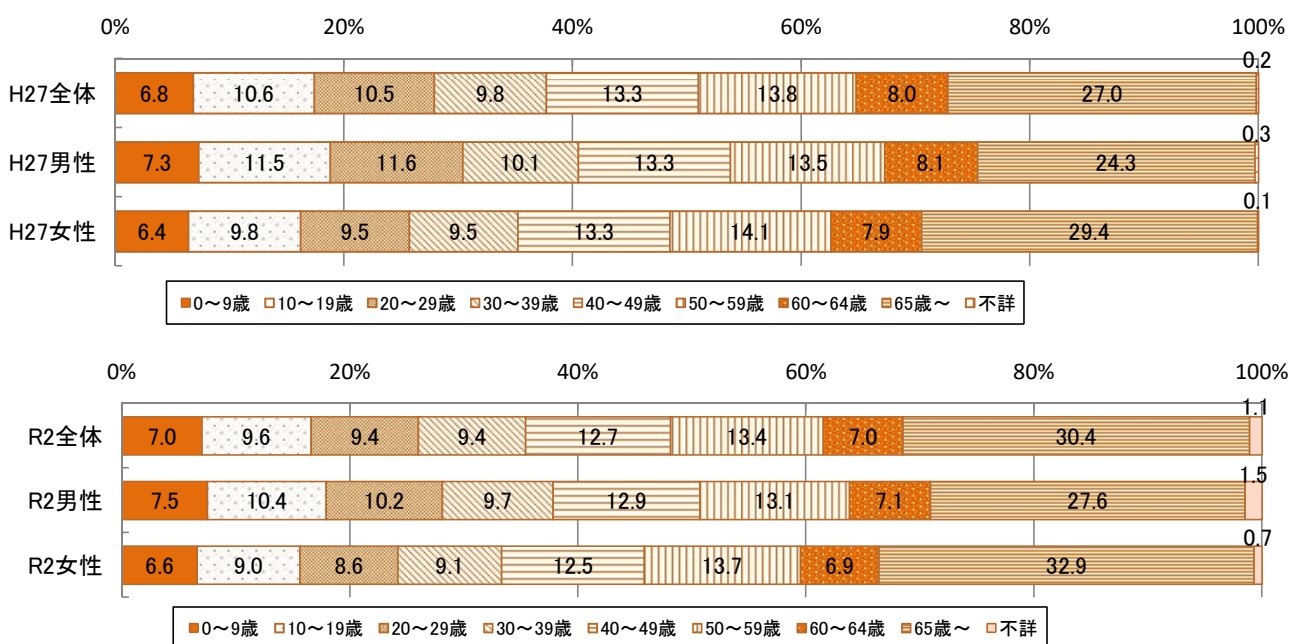
表8 江別市の年齢階層別・男女別人口の推移

(人)

		0～9歳	10～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65歳～	不詳	総数
平成27年	男性	4,207	6,578	6,658	5,776	7,654	7,721	4,638	13,970	189	57,391
	(%)	7.3	11.5	11.6	10.1	13.3	13.5	8.1	24.3	0.3	100.0
	女性	4,011	6,191	6,024	6,023	8,421	8,896	4,979	18,615	85	63,245
	(%)	6.4	9.8	9.5	9.5	13.3	14.1	7.9	29.4	0.1	100.0
令和2年	総数	8,218	12,769	12,682	11,799	16,075	16,617	9,617	32,585	274	120,636
	(%)	6.8	10.6	10.5	9.8	13.3	13.8	8.0	27.0	0.2	100.0
	男性	4,321	5,952	5,879	5,603	7,435	7,512	4,096	15,876	849	57,523
	(%)	7.5	10.4	10.2	9.7	12.9	13.1	7.1	27.6	1.5	100.0
令和2年	女性	4,199	5,726	5,456	5,776	7,935	8,719	4,346	20,907	469	63,533
	(%)	6.6	9.0	8.6	9.1	12.5	13.7	6.9	32.9	0.7	100.0
	総数	8,520	11,678	11,335	11,379	15,370	16,231	8,442	36,783	1,318	121,056
	(%)	7.0	9.6	9.4	9.4	12.7	13.4	7.0	30.4	1.1	100.0

※) 資料:総務省「国勢調査」

図18 江別市の年齢階層別人口の割合(上:平成27年、下:令和2年)



※) 資料:総務省「国勢調査」

基本方針 5

あらゆる暴力根絶の取組

「男女共同参画白書」によると、DV相談件数は年々増加しており、令和2年度の配偶者暴力相談支援センターへの相談件数は129,491件で過去最高を記録し、令和2年4月に開設されたDV相談プラスに寄せられた相談件数は52,697件となっています。また、令和3年中に警察に寄せられた配偶者からの暴力事案認知件数は83,042件と、DV防止法施行後最多となっています。

「市民アンケート」による親密な関係にある人々の間で起こる身体的・精神的・性的暴力(DV)に関する意識調査では、「暴力を受けたことがある」との回答が男性1.1%、女性7.7%(図19)、セクハラについては「受けたことがある」との回答が男性1.4%、女性9.4%(図20)となっており、女性が被害者となるケースが多くなっています。

DVやセクハラを受けた人の相談先としては、「家族・親族」「友人・知人」が多いほか、「相談しなかった」という回答も多く(P19図21)、相談しなかった理由としては、「相談しても無駄だと思ったから」「相談するほどのことではないと思ったから」が多くなっています(P19図22)。

江別市における暴力根絶にかかる取組は相談体制と支援を中心に進めており、健康福祉部に設置されている母子・父子自立支援員が主に携わっています。DV(配偶者の暴力)に関する相談件数は年度によってバラつきがあるものの(P19表9)、女性に対する暴力は固定的な性別役割分担意識や男女の社会的・経済的格差などの社会状況に根ざした構造的な問題に起因していることもあり、早期対応等の未然防止に向けた取組が重要であることから、今後も関係機関との連携を図りながら意識変革に向けた啓発活動や相談・支援体制の整備などを進めていく必要があります。

図19 身体的・精神的・性的暴力を経験したり、見聞きしたことがある人の割合(男女別)(令和3年度)

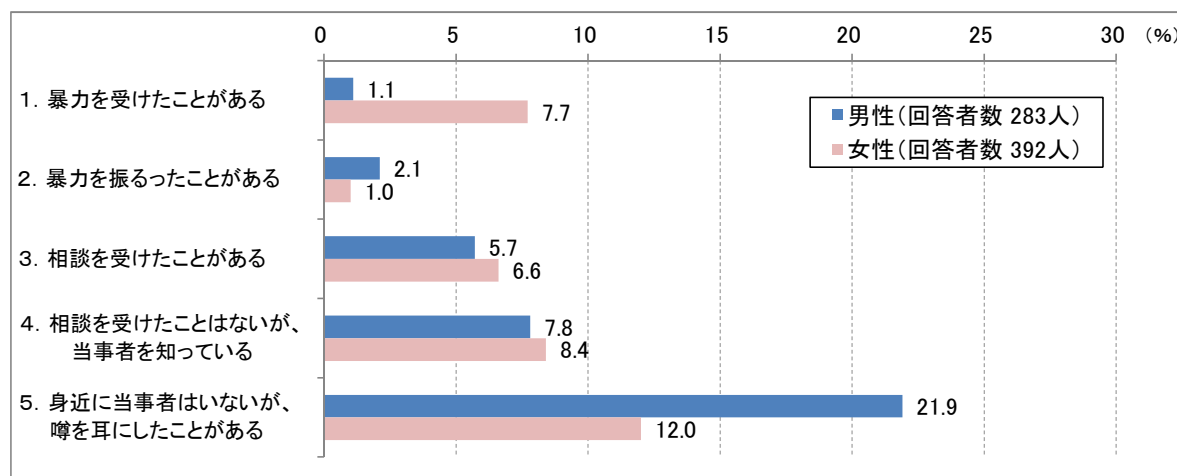
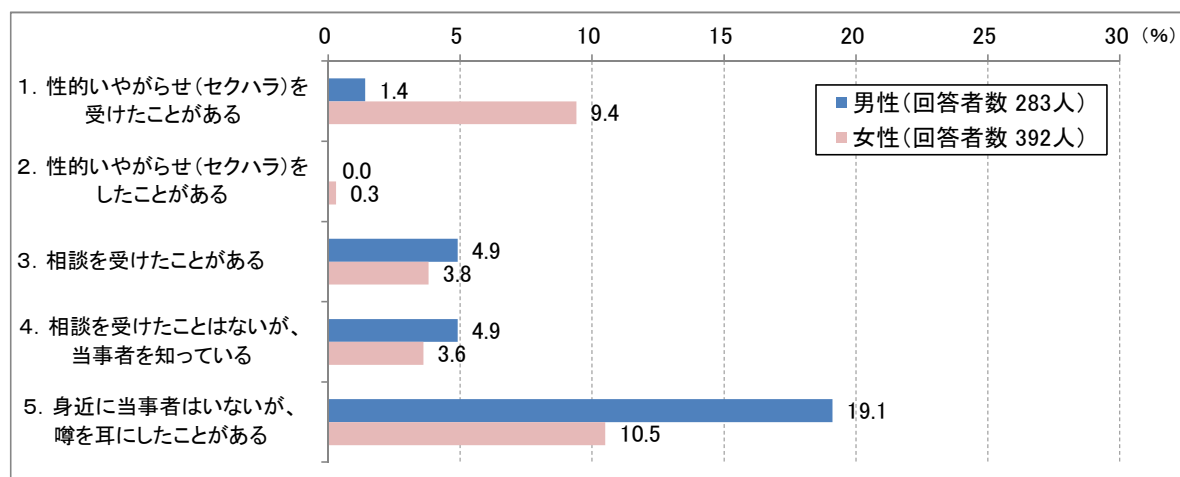


図20 性的いやがらせ(セクハラ)を経験したり、見聞きしたことがある人の割合(男女別)(令和3年度)



※)図19、図20 資料:「市民アンケート」(いずれも複数回答あり)

図21 DV・セクハラを受けた人の相談先（令和3年度）

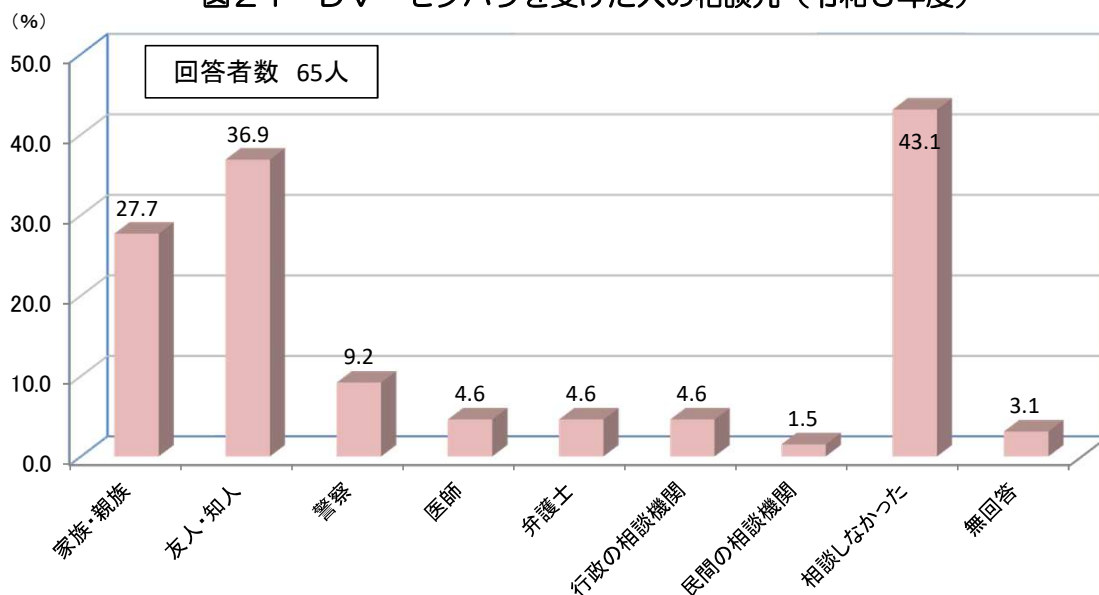
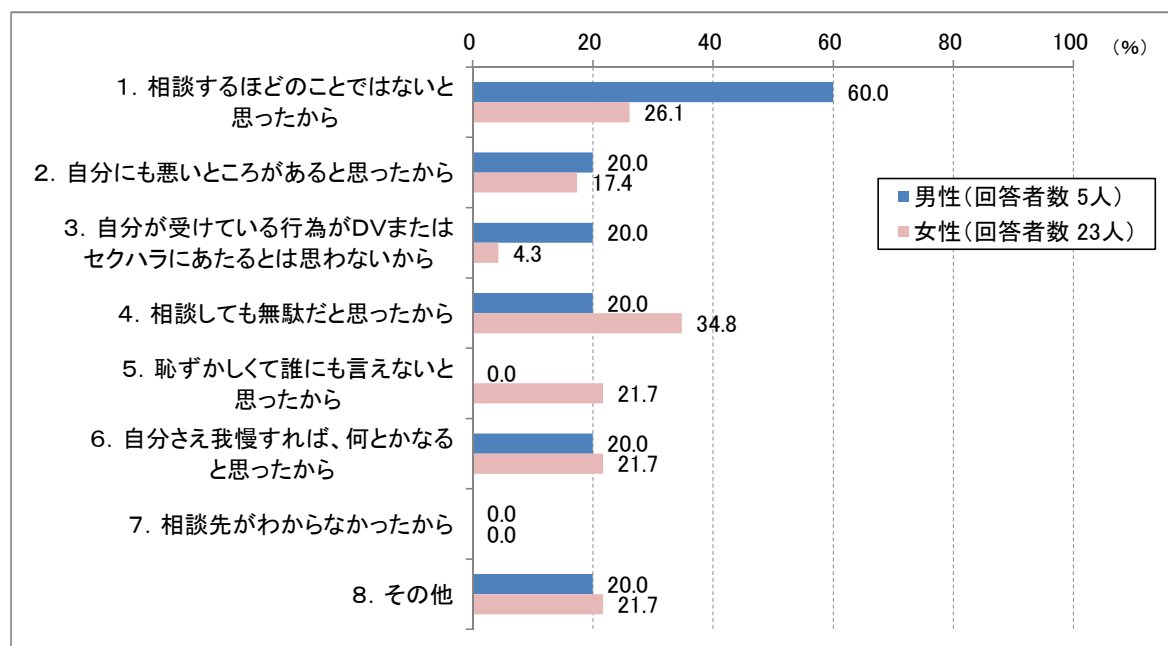


図22 DV・セクハラを受けたが、どこにも、だれにも相談しなかった理由（男女別）（令和3年度）



※) 図21、図22 資料:「市民アンケート」(いずれも複数回答あり)

表9 江別市の家庭児童相談員兼母子・父子自立支援員が対応したDV相談件数等の推移

	(件)						
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
DVを主な内容とした相談件数	19	27	13	14	9	11	33
一時保護として女性相談援助センターに送致した件数	1	4	1	3	0	2	2

※) 資料: 健康福祉部子育て支援課

基本方針6

生涯にわたる男女の健康支援

女性も男性も、各人が互いに身体的特質を十分に理解しあい、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりをもって健康でいきいきと生きていくことは、男女共同参画社会の形成にあたって前提となるもので、心身及び健康について正確な知識と情報を獲得し、相互に健康を享受していく必要があり、特に女性は妊娠や出産など、生涯を通じ男性とは異なる健康上の問題に直面することから、男女の生殖機能の差異をそれぞれが正しく認識し、享受していくことも必要となります。

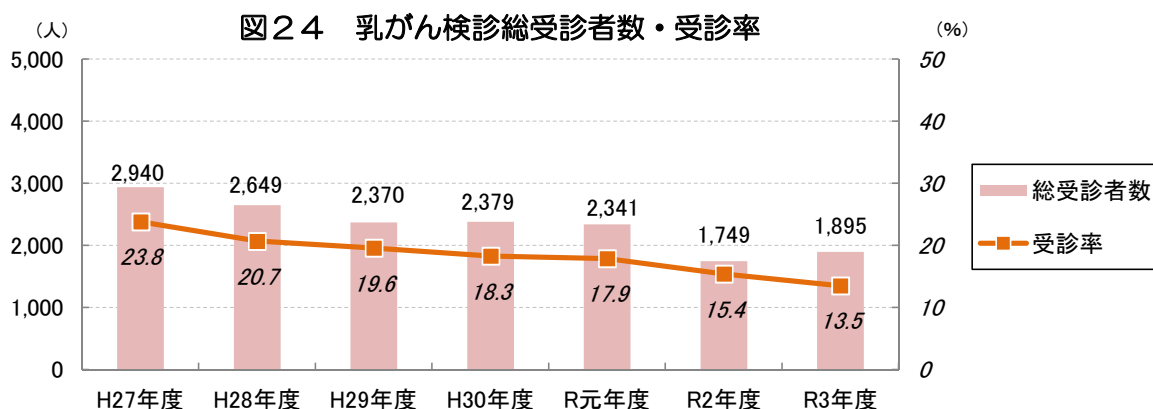
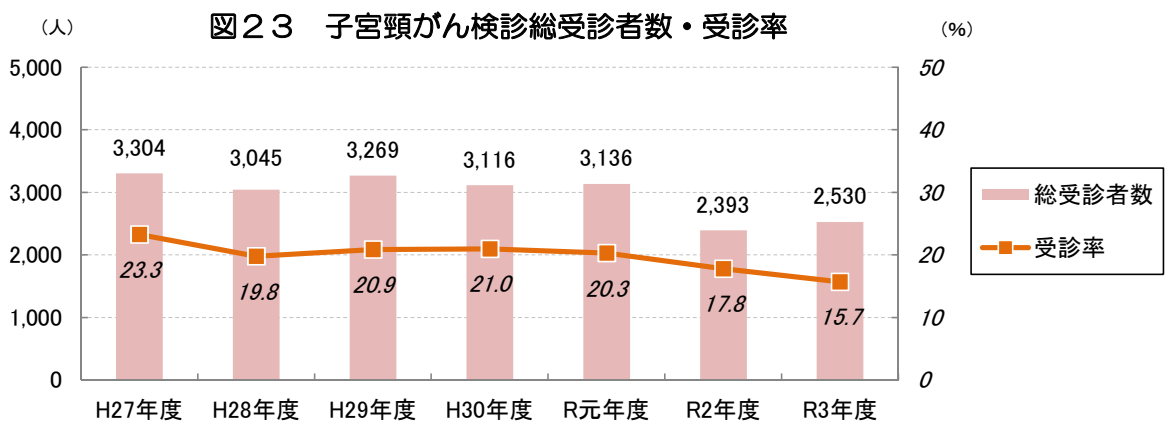
「男女共同参画白書」によると、令和2年の平均寿命は女性が87.71年、男性が81.56年となり、世界でも高い水準を示しています。一方、令和元年の健康寿命は、女性は75.38年、男性は72.68年であり、平均寿命と健康寿命の差(日常生活に制限のある「不健康な期間」)は、女性が12.06年、男性が8.73年となっています。

また、女性特有のがんである子宮頸がん・乳がんは5年相対生存率が高く、早期発見が重要ですが、我が国における女性のがん検診の受診率は徐々に上昇しているものの、令和元年の検診受診率は第5次男女共同参画基本計画における成果目標(令和4年度までに50%)を達成していません。

江別市保健センターで実施している子宮頸がん・乳がん検診の総受診者数及び受診率は例年減少傾向にあり、さらに令和2年度以降は新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、いずれも例年と比較して受診者数・受診率ともに大きく落ち込んでいます。今後も受診率を向上させるため、引き続き健康管理意識の啓発を推進していく必要があります(図23・図24)。

また、江別市においては、市民と市民団体や関係機関及び行政がそれぞれ取り組むべき行動計画として、平成15年3月に「えべつ市民健康づくりプラン21」を策定し、平成26年度からはそれまでの現状と評価の結果を踏まえ、「誰もが健康的に安心して暮らせるえべつ」を基本理念とした第2次計画をスタートさせています。

このような中、生殖機能の差異の認識や性と生殖に関する健康と権利に関する意識の浸透を目的とした取組は難しいと思われませんが、「市民アンケート」では、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する女性の健康と権利)」の認知割合が低いことから(P7表2)、今後も健康づくりや支援を目的とした様々な学習の機会や保健事業などを通じ、女性の妊娠・出産に関わる機能の重要性や妊娠・出産・避妊等を選択する女性の権利について、男女が互いに理解を深めるための意識啓発等を図っていく必要があります。



※) 図23、図24 資料:健康福祉部保健センター

基本方針 7

男女共同参画の視点に立った防災・災害復興体制の整備

平成17年国連防災世界会議において、わが国の発表した防災協力イニシアティブには、防災分野における社会的性別（ジェンダー）の視点が明記され、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立について「防災基本計画」に明記する修正案が平成20年2月の中央防災会議において決定されました。

この決定を受けて、男女のニーズの違いなど男女双方の視点に十分配慮すべき事項について地域防災計画に規定するよう自治体に対し要請し、その推進と防災に関する政策・方針決定過程への女性の参画の拡大を図っていくこととされています。

平成24年6月には、災害対策基本法が改正され、都道府県防災会議の委員に女性を含む多様な主体の参画を促進するための規定が盛り込まれました。

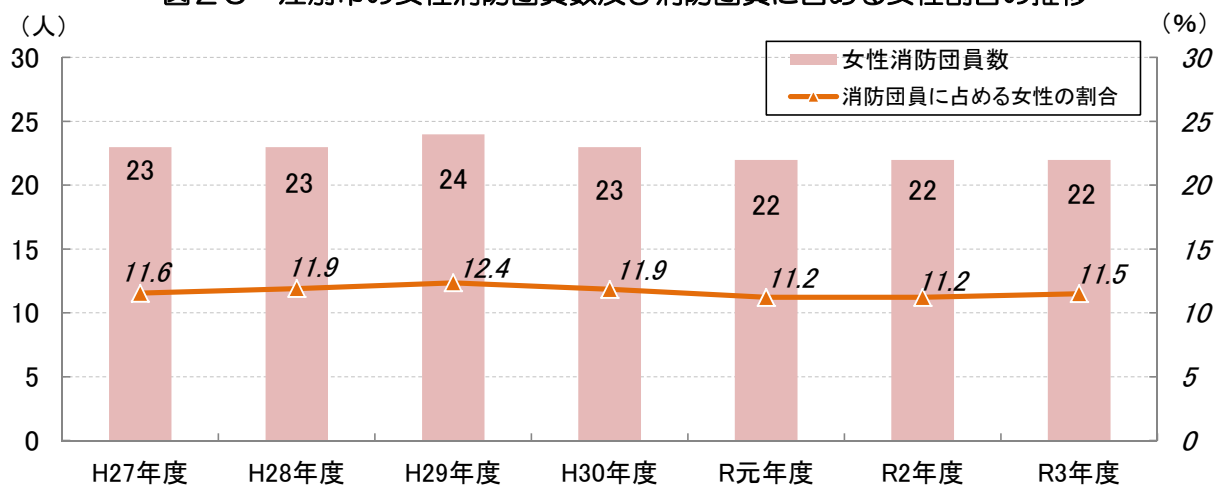
東日本大震災をはじめ、近年全国各地で地震や水害等の自然災害が発生しており、被害予測の難しい災害に対応するためには、市民一人ひとりが防災に関する知識を身につけ、防災・復興体制の整備・確立が不可欠となっています。

江別市としても、こういった災害を身近な問題として危機管理に努め、これまでも防災に関する情報提供や防災訓練、講習会などの学習の機会の提供など様々な取組を行っています。近年、江別市の女性消防団員数はほぼ横ばいを保っており（表10・図25）、今後も防災体制の整備や防災に関する知識の普及などの取組を進める中で、性別による固定的役割分担意識の見直しのための啓発や防災分野における政策や方針決定過程への女性を含む多様な主体の参画拡大等を図っていく必要があります。

表10 江別市消防団員数の推移

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
全消防団員数(人)	199	193	194	194	196	196	191
うち女性(人)	23	23	24	23	22	22	22
女性割合(%)	11.6	11.9	12.4	11.9	11.2	11.2	11.5

図25 江別市の女性消防団員数及び消防団員に占める女性割合の推移



※) 表10、図25 資料：消防本部総務課

(3) 数値目標の達成状況

重点項目の数値目標は、進捗状況を把握した結果を効果的な推進につなげていくため、過去のデータの推移や現在の状況、今後の見通しなどを勘案した上で、平成31年3月の「江別市男女共同参画基本計画」見直し時に、計画の最終年度である令和5年度までの目標値として設定したものです。

「市民アンケート」による意識調査では、計画見直し時と比較すると、「1 地域社会で男女が平等となっていると思う人の割合」の数値は横ばいとなっていますが、その他の項目はいずれも数値が上昇しています。しかしながら、すべての項目が目標値に達していないため、今後も引き続き、男女共同参画に関するわかりやすい広報・啓発活動や意識づくりに向けた取組、働く女性のための環境整備をより一層推進していく必要があります。

	項 目	計画策定時 (平成24年度)	計画見直し時 (平成29年度)	令和3年度	目標値 (令和5年度)
1	地域社会で男女が平等となっていると思う人の割合	33.5%	47.6%	48.8%	55.0%以上
2	家庭生活で男女が平等となっていると思う人の割合	39.8%	50.4%	54.5%	55.0%以上
3	職場で男女が平等となっていると思う人の割合	23.3%	35.0%	38.7%	45.0%以上
4	男女共同参画の考え方が必要だと思う人の割合	55.6%	77.8%	80.0%	85.0%以上

3.江別市男女共同参画基本計画 中間見直し版

施策関連事業実施状況

【令和3年度】

※庁内の各部署における男女共同参画基本計画に掲げる基本方針に関連する事業として実施したものを、基本方針ごとにまとめたものです。

※ 部分は、重点項目「男女平等・共同参画社会の実現に向けた意識づくり啓発の推進」と、「働く女性のための環境整備」に関連する事業です。

施策関連実施事業報告書一覧

基本方針	事業名	担当部署	重点項目	ページ
1 男女平等・共同参画社会の実現に向けた意識づくり啓発の推進	男女共同参画啓発事業	市民生活課	○	26
	出前講座開催事業	市民生活課	○	26
	男女共同参画セミナー等開催事業	市民生活課	○	26
	男女共同参画関係団体との連携・支援	市民生活課	○	26
	LGBTなどの性の多様性の理解促進	市民生活課	○	26
	パートナーシップ宣誓制度の導入	市民生活課	○	26
	男女共同参画週間に関する図書等の特集事業	情報図書館	○	26
	江別市女性団体協議会補助金	生涯学習課	○	26
	児童生徒健全育成(いじめ・不登校対策事業)	教育支援課	○	26
	「心の教室」相談事業	教育支援課	○	26
	スクールカウンセラー事業	教育支援課	○	26
	スクールソーシャルワーカー事業	教育支援課	○	26
2 政策や方針決定過程への女性の参画拡大と女性の力を活かした政策の推進	職員研修事業	職員課		28
	人事異動関連事務(女性管理職登用)	職員課		28
	職員採用事務	職員課		28
	審議会等への女性委員の登用促進	市民生活課		28
3 就労・雇用・起業など働く人たちの男女共同参画の推進	市内大学等インターシップ事業	職員課		28
	建設工事に係る競争入札参加資格格付	契約管財課		28
	江別まちなか仕事プラザ事業	商工労働課	○	28
	江別市における給与・雇用実態調査事業	商工労働課		28
	都市と農村交流事業	農業振興課		28
	創業スタートアップ支援事業	企業立地課		28
	キャリア教育推進事業	学校教育課		28
	消防職員研修費	消防本部総務課		28
4 子育てや介護等、家庭生活における男女共同参画推進	特定事業主行動計画関係事務	職員課	○	30
	各種休暇制度の取得促進	職員課	○	30
	家族等介護者も含めた相談支援	介護保険課	○	30
	認知症高齢者家族やすらぎ支援事業	介護保険課		30
	認知症カフェ認証制度	介護保険課		30
	認知症高齢者等の行方不明時における支援体制の構築	介護保険課		30
	介護マークの配布	介護保険課		32
	こんにちは赤ちゃん事業	子育て支援課		32
	親と子の絵本事業	子育て支援課		32
	児童館地域交流推進事業	子育て支援課		32
	放課後児童クラブ運営事業	子育て支援課	○	32
	放課後児童クラブ運営費補助金	子育て支援課	○	32
	放課後児童クラブ待機児童対策事業	子育て支援課	○	32
	豊幌こども広場開設事業	子育て支援課	○	32
	子育て支援短期利用事業(ショートステイ事業)	子育て支援課	○	32
	子育て支援夜間養護等事業(トワイライトステイ事業)	子育て支援課	○	32
	ファミリーサポート事業	子育て支援課	○	32
	子育て情報電子配信事業	子育て支援課	○	32
	待機児童解消対策事業	子ども育成課	○	34
	延長保育事業	子ども育成課	○	34
	一時預かり事業	子ども育成課	○	34
	子育て知識啓発事業	子ども育成課	○	34
	民間子育て支援センター事業の推進	子ども育成課		34
	あそびのひろば事業	子ども育成課		34

施策関連実施事業報告書一覧

基本方針	事業名	担当部署	重点項目	ページ
5 あらゆる暴力根絶の取組	労働安全衛生費（ハラスメント相談員設置）	職員課		36
	労働安全衛生費（ハラスメント対策）	職員課		36
	暴力根絶啓発事務	市民生活課		36
	若年者DV防止啓発事業	市民生活課		36
	市民相談事業	市民生活課		36
	札幌人権擁護委員協議会負担金	市民生活課		36
	住民記録事務	戸籍住民課		36
	家庭児童相談事業	子育て支援課		36
	母子・父子福祉相談事業	子育て支援課		36
	江別市家庭児童対策地域協議会事業	子育て支援課		36
	子ども家庭総合支援拠点運営経費	子育て支援課		36
6 生涯にわたる男女の健康支援	健康づくり推進事業	保健センター		38
	健康教育事業	保健センター		38
	健康相談経費	保健センター		38
	成人検診推進事業	保健センター		38
	子育て世代包括支援事業	保健センター		38
	母子健康教育経費	保健センター		38
	妊婦健康診査経費	保健センター		38
	乳幼児健康診査推進事業	保健センター		38
	母子保健相談経費	保健センター		38
	成人検診推進事業（がん検診受診促進経費）	保健センター		38
7 男女共同参画の視点に立った 防災・災害復興体制の整備	防災会議員報酬等	危機対策・防災担当		40
	災害対応物品整備事業	危機対策・防災担当		40
	地域防災力向上支援事業	危機対策・防災担当		40
	消防団運営費	消防本部総務課		40
	救急業務高度化推進事業	消防本部警防課		40

1 男女平等・共同参画社会の実現に向けた意識づくり啓発の推進

事業名	所属	事業の概要 (目的、対象、手段等)
男女共同参画啓発事業	市民生活課	男女共同参画に関する情報を広報やホームページで紹介する。また、リーフレット等を作成して各施設に配置し、広く市民に情報を提供する。
出前講座開催事業	市民生活課	希望する団体やグループの要請により、市職員を講師として派遣し、本市の条例や基本計画など男女共同参画の啓発と意識の高揚を図る。
男女共同参画セミナー等開催事業	市民生活課	市民を対象とした講演会及びワークショップの開催により、男女共同参画に関する意識啓発を行い、男女共同参画社会についての理解を深める。
男女共同参画関係団体との連携・支援	市民生活課	男女共同参画に関する活動をしている団体を支援し、指導者の育成と地域に向けた情報発信や団体相互の交流の促進を行う。 【対象団体】江別市男女共同参画推進連絡協議会 (会員:17団体、47個人)
LGBTなどの性の多様性の理解促進	市民生活課	LGBTなどの性の多様性に関する情報を広報やホームページで紹介する。また、啓発カードを作成して各施設に配置し、広く市民に情報を提供する。
パートナーシップ宣誓制度の導入	市民生活課	互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合う関係であることを宣誓した性的少数者を含むカップルに対してパートナーシップ宣誓書受領証を交付する。
男女共同参画週間に関する図書等の特集事業	情報図書館	男女共同参画週間に合わせて男女共同参画に関する図書を集めた特集コーナーを設置し、情報の提供や啓発活動を行う。
江別市女性団体協議会補助金	生涯学習課	男女共同参画の推進や地域コミュニティ醸成等の活動を行う女性団体協議会への支援を行う。
児童生徒健全育成 (いじめ・不登校対策事業)	教育支援課	いじめ・不登校に悩む児童生徒の支援を行う。
「心の教室」相談事業	教育支援課	心の教室相談員を学校に配置し、児童等の相談業務を行う。
スクールカウンセラー事業	教育支援課	臨床心理士等をスクールカウンセラーとして学校に配置し、生徒等の相談業務を行う。
スクールソーシャルワーカー事業	教育支援課	いじめ・不登校・非行など課題を抱える児童生徒、保護者及び学校への支援を行う。

令和3年度実績	
実施内容	決算額(円)
○広報えべつに関連記事を掲載し、周知した。掲載回数4回(6、11、12、3月号) ○内閣府や北海道等の関係機関から送付される啓発パンフレット等を関係団体に周知するとともに各施設に配置した。 ○令和3年度に改訂した男女共同参画リーフレットを各施設等に配置し、市民に男女共同参画について周知した。	63,800
出前講座事業の啓発に努めたものの、「男女共同参画について」の依頼はなかった。	-
○「男女平等・男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり」を図るため、「LGBT等性的少数者」をテーマとした講演会とワークショップを開催した。 ・題名:「みんなちがって みんなとくべつ〜LGBTからSOGIの概念へ〜」 ・講師:高橋愛紀氏、たてうち孝夫氏 ・開催日:1/22(土) ・参加者:講演47名／ワークショップ12名	288,010
○関係団体との連携・支援 ・江別市男女共同参画推進連絡協議会に委託し、性の多様性の理解促進に向けた啓発のためのポケットティッシュを作成した。 ・江別市男女共同参画推進連絡協議会の活性化に向けた人的支援。	68,167
○広報えべつに関連記事を掲載し、周知した ・掲載回数2回(12月、3月号) ○ホームページで相談窓口について掲載し、周知した。 ○啓発カードを作成し、各施設等に配置し、市民に周知した。	-
○制度の導入にあたり要綱を制定した。 ○広報、ホームページ、SNS等により周知した。 ○パートナーシップ宣誓手続及び受領証の交付を3月1日から開始した。	-
○「男女共同参画特集コーナー」の設置。設置回数:1回 ・設置期間:6/23～29(休館を除く) ※男女共同参画週間:6/23～29	-
江別市女性大会や研修会など女性団体活動を行う江別市女性団体協議会へ補助金を交付した。 ※江別市女性団体協議会(R3年度) ・加盟団体:17団体 ・主催事業参加者数:1,033人	400,000
○いじめ・不登校等に悩む児童生徒及び保護者に対して、専任指導員による相談(来庁、電話相談)を実施 ・相談件数:68件/年 ○臨床心理士による教育相談を実施 ・相談回数:原則月2回	6,393,000
心の教室相談員を市内全小学校に配置し、児童等が抱える様々な課題や悩みについて相談を行った。 ・配置学校数:17校 ・延べ相談件数:10,971件/年	5,176,000
臨床心理士等をスクールカウンセラーとして配置し、生徒等が抱える様々な課題や悩みについて相談を行った。 ・配置学校数:11校(中学校8校、小学校3校) ・延べ相談件数:1,189件/年 ※報酬は道費負担(市は事務費のみ)	0
スクールソーシャルワーカー3名を教育委員会に配置し、様々な課題を抱える児童生徒、保護者及び学校への相談支援を行った。 ・ケース取扱い件数:166件	7,187,000

2 政策や方針決定過程への女性の参画拡大と女性の力を活かした政策の推進

事業名	所属	事業の概要 (目的、対象、手段等)
職員研修事業	職員課	職員研修事業において、女性の参画意識を醸成し、女性の地位向上や能力強化につなげる。
人事異動関連事務 (女性管理職登用)	職員課	組織体系の中で、適正な能力評価を前提としながら、女性管理職の登用など、組織の意思決定の場において女性の参画を促進する。
職員採用事務	職員課	複雑・多様化する行政課題に対応できる有能で多様な人材を確保するため、平等取扱いの原則、能力の実証に基づき、どの職種においても男女を問わず競争試験により採用を行う。
審議会等への女性委員の登用促進	市民生活課	審議会等への女性の参画により、多様な価値観を反映することで、新たな発想が得られたり組織の活性化が図られる。

3 就労・雇用・企業など働く人たちの男女共同参画の推進

事業名	所属	事業の概要 (目的、対象、手段等)
市内大学等インターンシップ事業	職員課	市内大学との連携により、学生の職業意識の向上及び市政に対する理解を促進するとともに、将来、市内で活躍できる人材を、男女を問わず育成するため、市内大学の在学生を、市の各部署にインターンシップ実習生として受け入れ、就業体験実習を実施する。
建設工事に係る競争入札参加資格格付	契約管財課	江別市競争入札参加資格者名簿に登録する工事業者の格付において、女性技術者の雇用がある市内業者に加点を行う。
江別まちなか仕事プラザ事業	商工労働課	女性とシニアをメインターゲットにした就労支援拠点施設を商業施設内に開設する。隣接する子育て支援施設と連携し、女性の就労を支援する。 キャリア支援員が常駐し、就職相談、各種無料セミナー、企業説明会を開催する。
江別市における給与・雇用実態調査事業	商工労働課	江別市内の民間事業所における労働実態を把握し、労働状況改善、雇用安定などの基礎資料とするため、江別商工会議所と共催で調査を行う。
都市と農村交流事業	農業振興課	都市と農村の交流を推進するため、グリーンツーリズム関連事業者との連携を図るとともに各種イベントの開催を支援する。
創業スタートアップ支援事業	企業立地課	江別市民又は江別市内で新たに事業を起こすことや、既存企業が新事業を創出することで、地域経済が活性化することから、創業支援のための事業を実施する。
キャリア教育推進事業	学校教育課	キャリア教育の一環として、中学校の望ましい勤労観や職業観を醸成するために、市内の民間企業や幼稚園、福祉施設等の事業所で職場体験を行う。
消防職員研修費	消防本部 総務課	消防職の志望者を男女問わず増加させ、より良い人材を確保するため、職員課が開催する消防職採用ガイダンスで消防の仕事内容を説明し、仕事内容に対する理解の促進を図るもの。

令和3年度実績	
実施内容	決算額(円)
○各種職員研修の開催 政策形成能力(実践)研修、課題発見・問題解決力強化研修、政策法務(基礎)研修、ハラスメント研修、職場リーダー研修、接遇応対力向上研修、救急救命講習会、派遣研修(各研修所)、人事評価研修、通信講座助成、資格取得費助成 ほか ・研修実施数:13回/年 ・参加者延べ人数:277人(うち女性 79人)	3,593,600
○女性管理職(令和3年4月1日現在) ・部長職0人、部次長職1人、課長職12人、計13人 ○令和3年4月1日付け女性管理職新規登用 ・部次長職1名、課長職2名	-
○職員採用試験の実施状況 ・延べ受験者:542人(うち女性:135人) ・採用者:33人(うち女性:10人)	3,551,770
各種審議会委員の女性登用状況等を江別市男女共同参画推進本部や庁内関係部局に情報提供するとともに、女性委員の登用を促進するよう努めた。 ○女性委員登用率 ・令和3年4月1日:30.6% ・令和3年10月1日:30.5%	-

令和3年度実績	
実施内容	決算額(円)
○新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況を踏まえ中止した。	-
隔年で女性技術者についての加点を行うため、令和3年度は見込みなし。	-
就労支援拠点施設の運営を開始し、求職者や事業者に向けたセミナーや企業説明会を開催した。また、企業訪問により江別市内の登録企業を増やしながら、就労相談を実施した。 ・登録企業数 93社 ・セミナー開催数 104回 ・セミナー参加者数 412人(うち女性:322人) ・就職者数 122人(うち女性:89人)	21,866,764
江別商工会議所で選定した市内300事業所に対し、一斉に調査を実施した。 ・回答数 147事業所 ・回答率 49% 集計結果をまとめた統計資料を回答事業所、道内各市及び関係機関へ送付した。	-
○江別市内の農家女性を中心となり、手作りの農畜産物加工品のPRや販売をする「加工品フェア」を実施した。	823,677
○創業を目指す方のために、中小企業診断士の資格を持つ相談員が相談を実施 ・相談員 1人 ・相談者数 22人(うち女性 8人) ・相談回数 45回(うち女性 15回) ○創業する方のため、市と地元商業者が共同でインキュベーション施設「元町アンビシャスプラザ」を運営 ・共用部分を市が負担 ○市内で創業を促進することを目的とした「江別市創業支援セミナー」の開催 ・参加者数 30人(うち女性 13人) ○創業に必要な知識を身に付けてもらうことを目的とした江別市実践創業塾の開催 ・参加者数 9人(うち女性 5人) ○創業機運醸成事業への補助 ・実施事業者への補助金を交付	5,094,374
キャリア教育の一環として実施する中学校の職場体験は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止とした。 代替措置として、各学校では地域の事業所等に講師を依頼し、講演会や出前授業を実施するなど、一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てるための取組を行った。	458,075
○消防職採用ガイダンス ※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から中止	-

4 子育てや介護等、家庭生活における男女共同参画推進

事業名	所属	事業の概要 (目的、対象、手段等)
特定事業主行動計画関係事務	職員課	仕事と家庭生活の両立の促進に加え、女性活躍の視点を新たに取り入れて行動計画を改正し、名称も「江別市職員の仕事・子育て・女性活躍に関する行動計画」に変更した。当該計画に基づき、ワークライフバランスと女性職員活躍の推進を図っている。
各種休暇制度の取得促進	職員課	育児休業制度等の各種休暇制度を周知し、働きやすい環境づくりを推進する。
家族等介護者も含めた相談支援	介護保険課	【目的】 ・介護保険サービスの利用により、有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようになる ・家族の介護負担の軽減を図る 【対象】 高齢者やその家族 【手段】 地域包括支援センター及び居宅介護支援事業所等に所属する介護支援専門員(ケアマネジャー)等が、高齢者の家族等から受ける介護に関わる悩みや相談に応じ、相談者に必要なサービスの紹介や利用に向けた調整を行う。
認知症高齢者家族やすらぎ支援事業	介護保険課	【目的】 ・家族の心身の負担の軽減を図る ・認知症の人を介護している家族が休息や外出ができるようになる 【対象】 在宅生活を営む認知症高齢者とその家族 【手段】 認知症の症状の正しい知識や接し方に関する基礎研修を受けたボランティアが認知症高齢者の自宅を訪問し、家族に代わって話し相手となって見守りを行う。
認知症カフェ認証制度	介護保険課	【目的】 ・家族の認知症に係る相談先の確保と心身の負担の軽減を図る ・認知症の人の社会参加が図られる 【対象】 認知症高齢者とその家族、関係者 【手段】 認知症の人やその家族、介護の専門職やボランティア、地域住民など、誰もが気軽に参加できる市内の認知症カフェを市独自の認証制度を設け、認証した認知症カフェの活動を支援する。
認知症高齢者等の行方不明時における支援体制の構築	介護保険課	【目的】 ・認知症の症状により帰宅困難・行方不明になった高齢者等を早期に発見・保護する ・行方不明になった認知症高齢者等の発見・保護への支援により、家族の心身の負担軽減を図る 【対象】 認知症高齢者等 【手段】 1. 認知症高齢者等の帰宅困難・行方不明が確認された際に、現在位置情報を確認することができるGPS端末を貸し出しする。 2. 警察署が、高齢者等の帰宅困難・行方不明による捜索依頼を受けた場合に、捜索協力関係機関(JR・バス会社・タクシー会社・消防など)へ情報提供を行うSOSネットワークシステム(事務局:江別保健所)について、周知拡大と利用促進に向けた支援を行う。

令和3年度実績	
実施内容	決算額(円)
○新規採用職員研修においてワークライフバランスに係る内容の研修を実施 ○職員向けの子育て支援ガイドの周知	-
○新規採用職員研修での休暇制度等の周知 ○育児休業対象者へのQ&Aの配付 ○各種休暇制度の職員周知 ○職員向けの子育て支援ガイドの周知	-
地域包括支援センターによる高齢者への介護等に関する総合相談支援業務のほか、地域包括支援センター及び居宅介護支援事業所等に所属する介護支援専門員(ケアマネジャー)等が、高齢者の身体状況や生活状況を把握し、必要な医療・介護・福祉サービスの利用に向けた紹介や調整を行う等の取り組みによって介護家族の負担軽減等を図った。	-
在宅生活を営む認知症高齢者の自宅に、認知症の症状や正しい知識・接し方を学ぶ基礎研修を受講したボランティアを派遣し、家族に代わって話し相手や見守りを行うことによって、認知症高齢者等の介護を担う家族の休息や外出を支援することで、心身の負担軽減を図った。	381,538
認知症になっても地域のサロンや茶話会等の通いの場に参加し続けられるように、参加者同士の交流を通じて認知症や介護の理解を深め、支え合う地域づくりを進めた。	-
認知症の高齢者等が、安心して住み慣れた地域で暮らし続けるためには、外出時に帰宅困難・行方不明となった場合に、地域住民や高齢者を支える関係団体の協力や連携を得ながら、早期発見・保護につなげるための体制の構築を図った。 【事業名】 ①認知症高齢者等行方不明時位置検索サービス事業 ②認知症高齢者等みまもりあいステッカー事業 ③認知症高齢者SOSシステムネットワーク事業(江別保健所所管)の支援	141,900

4 子育てや介護等、家庭生活における男女共同参画推進

事業名	所属	事業の概要 (目的、対象、手段等)
介護マークの配布	介護保険課	【目的】 介護している人が、介護中であることが認識されずに誤解や偏見を受けることを防ぐ 【対象】 介護が必要な高齢者等を介護する家族や関係者 【手段】 介護中であること周囲の人に示す「介護マーク」を配布する。
こんにちは赤ちゃん事業	子育て支援課	生後4か月までの赤ちゃんのいる家庭を主任児童委員が中心となって訪問し、子育てに関する情報提供や、子育てに関して必要な支援についての調整を行う。
親と子の絵本事業	子育て支援課	「こんにちは赤ちゃん」事業との連携により、生後4か月までの赤ちゃんのいる家庭を訪問する際に絵本を配布し、親子のコミュニケーションの時間を共有してもらうことにより、子育て支援の一助とする。
児童館地域交流推進事業	子育て支援課	地域の人々のふれあいや異年齢の児童との交流を通じて、各種行事やイベントに参加することで、仲間同士の協力、自主性、可能性を引き出し、児童の健全育成を図る。
放課後児童クラブ運営事業	子育て支援課	保護者の就労等により日中家庭に保護者がいない児童を対象として、放課後の児童の生活の場を確保し、児童の健全育成を図るため、江別第一小学校内に開設した放課後児童クラブの運営を民間事業者に委託する。
放課後児童クラブ運営費補助金	子育て支援課	保護者の就労等により日中家庭に保護者がいない児童を対象として、放課後の児童の生活の場を確保し、児童の健全育成を図るため、民間の放課後児童クラブに対して運営費の一部を補助金として交付する。
放課後児童クラブ待機児童対策事業	子育て支援課	放課後児童クラブの待機児童を対象として、放課後や学校休業日に、児童が安全に過ごせる場所を提供するため、学校から直接児童センターへの来館を可能とするランドセル来館を実施する。
豊幌こども広場開設事業	子育て支援課	放課後児童クラブの入会要件を満たさない豊幌小学校の児童を対象として、放課後の活動場所を確保し、児童の健全育成を図るため、運営委員会に対して運営費の一部を補助金として交付する。
子育て支援短期利用事業 (ショートステイ事業)	子育て支援課 子ども家庭総合支援担当	保護者が疾病、出産、看護、事故、災害、出張等の社会的事由により、一時的に児童の養育が困難となった家庭の児童を、児童養護施設にて一定期間養育・保護する。
子育て支援夜間養護等事業 (トワイライトステイ事業)	子育て支援課 子ども家庭総合支援担当	保護者が仕事その他の理由により、平日の夜間または休日に不在となり、一時的または緊急的に児童の養育が困難となった家庭の児童を、児童養護施設にて一時的に保護する。
ファミリーサポート事業	子育て支援課	子育ての援助が必要な人(依頼会員)と援助ができる人(提供会員)とで会員組織をつくり、子育て支援を地域社会の中で有償ボランティアで行うことで、子育て家庭が安心して育児・就労できる環境をつくると同時に、地域で子どもを育てる意識の醸成を図る。
子育て情報電子配信事業	子育て支援課	民間事業者のスマートフォン無料アプリを活用し、時代のニーズに合わせ、タイムリーに子育てに関する情報を配信する。

令和3年度実績	
実施内容	決算額(円)
高齢者の介護を担う家族や関係者等が、異性の衣類の購入等において、周囲の人から介護中であることが認識されずに誤解や偏見を受ける場合があることから、介護をしている人が介護中であることを周囲に理解していただくために、「介護マーク」を配布した。	-
生後4か月(転入者は1歳未満)までの赤ちゃんのいる全家庭を対象に主任児童委員等が訪問。併せて企業協賛品を配布した。 ・家庭訪問件数:705件	1,442,562
生後4か月(転入者は1歳未満)までの赤ちゃんのいる全家庭を対象に主任児童委員等が訪問し、絵本を配布。 ・家庭訪問件数:705件	796,961
児童センターを開館し、各種行事やイベントを実施。 ・年間開館日数:224日 ・年間利用延人数:22,923人	61,989,851
受託事業者{(学)江別若葉学園}に対して運営に係る費用の一部を委託料として支払った。 ・年間開設日数:291日 ・年間平均利用児童数:56人	15,481,306
民間の放課後児童クラブに対して運営費の一部を補助金として交付。 ・補助対象児童クラブ数:20団体 ・年間平均開設日数:286日 ・年間平均利用児童数:680人	143,163,841
令和3年度は児童センターでのランドセル来館は実施していない。	0
運営委員会に対して運営費補助金を交付。 ・年間開設日数:291日 ・年間参加児童数:3人	203,000
一時的に児童の養育が困難となった家庭の児童を、児童養護施設にて一定期間養育・保護する。 ・年間利用児童数:3人	23,500
一時的または緊急的に児童の養育が困難となった家庭の児童を、児童養護施設にて一時的に保護する。 ・年間利用児童数:0人	0
提供会員が、依頼会員の要請に基づいて援助活動を実施。 ・年間活動延件数:410件 ・登録会員数:754人	5,093,320
健診結果の記録や予防接種の管理ができる等、母子手帳を補完する機能持つ無料アプリを活用し、子育てサービスや、子育てイベントの情報を配信する。 ・アプリ利用者数:1,720人	660,000

4 子育てや介護等、家庭生活における男女共同参画推進

事業名	所属	事業の概要 (目的、対象、手段等)
待機児童解消対策事業	子ども育成課	保育の提供体制を確保するため、国の進める「子育て安心プラン」に参加し、施設整備を支援する。また、保育の質を維持・向上するため、保育従事者の人材確保を行うことで、「えべつ・子育て安心プラン」の具現化を図る。
延長保育事業	子ども育成課	就労等の状況により保育時間の延長が必要な入所者を対象に、認定区分に応じ保育時間を延長し保育を実施する。 ・実施園：市内認可保育施設 ・保育時間 ＜短時間認定＞7:15～8:15、16:15～19:15 ＜標準時間＞18:15～19:15 (一部の施設では延長時間が異なる)
一時預かり事業	子ども育成課	＜一般型＞ 保護者の就労形態や傷病、出産、冠婚葬祭及び育児疲れ解消等、一時的に保育が必要な家庭を対象に、一時預かりを実施する。 ・実施園 市内認可保育施設10施設 ＜幼稚園型Ⅰ＞ 幼稚園等の教育施設での教育時間以降や長期休み等に、在園児を対象とした預かりを実施する。 ・実施園 市内幼稚園および認定こども園
子育て知識啓発事業	子ども育成課	子育て中の保護者が、子育てに関する知識等を身に付け、安心して育児ができるよう支援する。 1. 子育て相談、子育て講演会・講習会の実施 2. 父親の子育て参加の推進 3. 子育てに関する情報の提供
民間子育て支援センター事業の推進	子ども育成課	子育て支援センター「すくすく」の設置(直営)にあわせ、江別・野幌・大麻地区に子育ての拠点となる支援センターを設置し、その運営を民間に委託して行う。
あそびのひろば事業	子ども育成課	育児の孤立や虐待への移行を防ぐことを目的として、子育てサポーターや民生委員児童委員・主任児童委員とともに、子育て中の保護者が居住地域において気軽に集い、情報交換や相談ができる場や機会を提供する。

令和3年度実績	
実施内容	決算額(円)
・子育て支援員研修の実施 1回(1～2月)【中止】 ・保育人材確保対策に係る事業の実施 (保育士等人材バンクの利用促進、保育士等宿舍借り上げ支援事業、保育士等奨学金返還支援事業等)	8,333,760
・延長保育申請登録者数:1,116人 ・延長保育利用者数(延べ):21,300人	15,129,646
・一時預かり申請登録者数:1,414人 ・一時預かり利用者数(延べ):88,989人	106,015,022
子育て相談、子育てに係る講習会の実施、父親の子育て参加の推進、子育て情報の提供等を実施した。 【すくすく 開設日数～183日/年 利用者数～5,278人】 1. 子育て相談、子育て講演会・講習会の実施 ○子育て相談 相談件数:689件/年 ○年齢別講座(一緒に子育て:0歳児の親子を対象) ・実施回数:8回 参加人数:69人 ○子育て講演会(心肺蘇生講習・手作りポーチ講習会・ミニ講座他) ・実施回数:16回予定中12回 参加人数:71人 2. 父親の子育て参加の推進 ○土曜日曜ひろば ・開催回数:年6回予定中3回 参加人数:71人(内父親:40人) ○お父さんと子どもの日曜ひろば ・開催回数:年2回 参加人数:32人(内父親:15人) ○子育て支援フェスティバル(すくすくまつり) ・開催日:10/9(土) 中止 ○父親支援事業「子育て講習会」 ・開催日:11/14(日) 参加人数:14人(内父親:7人) 3. 子育てに関する情報の提供 ○すくすく通信の発行:年6回 ○「市内子育て支援センターだより」の発行:保健センターにて配布(出生時) ○HP、広報えべつにて情報の発信	229,000
○どんぐり(江別地区) 開館日数:182日/年 利用者数:2,261人 ○まんまカフェ(江別地区) 開館日数:109日/年 利用者数:805人 ○ゆうあい(野幌地区) 開館日数:185日/年 利用者数:2,354人 ○わかば(野幌地区) 開館日数:184日/年 利用者数:1660人 ○もりのこ(大麻地区) 開館日数:184日/年 利用者数:2,472人	37,786,000
○「地域あそびのひろば」の開設 ・実施回数:月1～2回 ・実施箇所:13か所(直営8か所、民間の支援センター運営5か所) ・利用者数:1,111名/年 ・子育てサポーター登録者数:15人 ○民生委員児童委員、民間団体が開設するあそびのひろばの広報活動(チラシ配布と毎月広報えべつにて開催案内を掲載)	2,845,000

5 あらゆる暴力根絶の取組

事業名	所属	事業の概要 (目的、対象、手段等)
労働安全衛生費 (ハラスメント相談窓口設置)	職員課	セクハラ、マタハラ等のハラスメントに対する相談体制を整備するため、ハラスメント相談窓口を設置する。
労働安全衛生費 (ハラスメント対策)	職員課	関連する研修を実施し、セクハラ、マタハラ等のハラスメント防止について周知することにより、職員の意識啓発を図り、働きやすい環境づくりを推進する。
暴力根絶啓発事務	市民生活課	広報誌・ホームページへの掲載や国等からの啓発資材の利用等により、あらゆる暴力に関する社会的認識の徹底、人間の尊厳を尊重する意識の啓発を図る。
若年者DV防止啓発事業	市民生活課	「デートDV」に関するリーフレットを作成し、デートDVの防止及び早期解決に向けた情報提供を行うとともに、お互いを尊重し合うことの大切さなどを啓発する。
市民相談事業	市民生活課	市民からの相談に対し、相談員が必要な情報提供と関係機関との連携にあたる。
札幌人権擁護委員協議会負担金	市民生活課	市民を対象とした人権に関する啓蒙・啓発活動を実施する。
住民記録事務	戸籍住民課	あらかじめ支援措置申出のあるDV・ストーカー行為等被害者の住民票等住民記録に関する証明発行を制限し、居所の探索を目的とする加害者からの住民記録に関する請求に応じないことにより、被害者保護を図る。
家庭児童相談事業	子育て支援課 子ども家庭総合支援担当	家庭児童相談員により電話及び面接相談を行い、児童及び家庭内における問題の状況を聞き、対応や解決方法などを指導・助言し、事例によっては関係機関との連携により児童及び家庭等の問題に対応する。
母子・父子福祉相談事業	子育て支援課 子ども家庭総合支援担当	離婚や死別等によりひとり親となった世帯に対し、母子・父子自立支援員により電話や面接による身上相談に応じ、自立に必要な助言や指導を行う。
江別市家庭児童対策地域協議会事業	子育て支援課 子ども家庭総合支援担当	関係機関・団体がネットワークを組み、共通の認識を持ちながら連携して江別市家庭児童対策地域協議会を設置し、虐待等の情報を収集し、発生予防、早期解決、早期対応を行う。
子ども家庭総合支援拠点運営経費	子育て支援課 子ども家庭総合支援担当	福祉、保健・医療、教育等の関係機関と連携しながら、子ども家庭支援全般に関する業務や要保護児童等への支援業務を行ったほか、関係業務に従事する人材の確保・育成を行う。

令和3年度実績	
実施内容	決算額(円)
令和2年4月策定した「江別市ハラスメント防止に関する指針」に基づく内部相談窓口を設置したほか、外部相談窓口の情報を職員へ周知した。 【内部相談窓口】 ①上司・同僚②保健室③総務部職員課④市立病院事務局管理課 【外部相談窓口】 北海道労働局雇用環境・均等部 ほか	-
○新規採用職員研修において男女共同参画に係る内容の研修を実施 ○課長職及び主幹職昇任者を対象としたハラスメント研修を実施	-
○広報誌への掲載：DV、セクハラの相談窓口、女性に対する暴力をなくす運動について周知した。(6、11月号) ○暮らしの便利帳への掲載：DV、セクハラの相談窓口を掲載した。 ○ホームページへの掲載 ○啓発資材の配備 内閣府や北海道等の関係機関からのパンフレットを公共施設等に配備し、周知した。	-
○若年者向け啓発として「デートDV」に関するリーフレットを作成し配布を行った。 ・市内大学の新入学生向けにリーフレット配布：2,650部	77,616
○市民相談 ・相談員：市職員3名(平成30年度から広聴業務を兼務) ・日時：月～金(祝日を除く)8:45～17:15 ・場所：市民相談所 ○法律相談 ・月初より電話にて受付。先着5名。 ・相談員：弁護士1名 ・日時：毎月第2・4木曜(祝日の場合別日)13:00～15:00 ・場所：江別市民会館 ○家庭生活相談 ・相談員：家庭生活相談員8名(交代制) ・日時：毎週月・木曜(祝日を除く)10:00～15:00 ・場所：月曜/総合社会福祉センター、木曜/大森出張所 ○1日合同行政相談所(10月6日)	2,702,362
○人権相談開催の周知及びポスター・パンフレット等を公共施設の窓口等へ掲示。 ○小学校、中学校、高等学校にて人権教室を開催。 ○中学生の人権作文の趣旨説明及び応募依頼。SOSミニレターへの協力依頼。	77,000
DV・ストーカー行為等被害者の住民票等の発行制限を行った。 ・申出数37件 (内訳：女性35件、男性2件／同伴家族53人)	-
家庭児童相談員により電話及び面接相談を実施。事例によっては、関係機関と連携し、児童及び家庭等の問題に対応。 ・相談案件数：366件 ・家庭児童相談員：5人	2,125,608
母子・父子自立支援員により電話や面接による身上相談に応じ、自立に必要な助言や指導を実施。 ・相談案件数：349件 ・母子・父子自立支援員：2人 ※DV相談件数：33件(うち一時保護送致：2件)	2,186,608
日頃の関係機関との情報共有のほか、関係機関が一堂に会し、個別ケースの支援の方向性を検討する会議を随時開催したほか、関係者従事者の資質向上を図った。 ・江別市家庭児童対策地域協議会 連絡会議・ケース会議等開催回数 41回	10,880
主に児童虐待や養育困難事例に対し、福祉、保健・医療、教育等の関係機関と連携しながら、要保護児童や家庭等への支援業務を実施。また、関係業務に従事する人材の確保・育成に関する業務を実施。	6,739,412

6 生涯にわたる男女の健康支援

事業名	所属	事業の概要 (目的、対象、手段等)
健康づくり推進事業	保健センター	市民自らの健康意識の高揚と健康づくり活動の推進を図るため、各種講演会、こころの健康づくり事業等を開催する。また健康づくり推進員の活動の支援を行なう。
健康教育事業	保健センター	生活習慣病の予防等、健康保持及び増進を図るため、市民を対象に健康教室や自治会等の地域の要望に応じたテーマでの講話を行なう。
健康相談経費	保健センター	健康管理を推進するため、市民を対象に健康や食事等に関する指導及び助言を行う。
成人検診推進事業	保健センター	がん疾患の早期発見・早期治療を図るため、職場等での検診を受ける機会のない40歳以上(子宮がん20歳以上)の市民を対象に、胃・肺・大腸・子宮・乳がん検診を実施する。
子育て世代包括支援事業	保健センター	妊娠期から子育て期にわたり切れ目のない支援を実施し、安心して妊娠・出産・子育てが出来るよう各種支援を実施する。
母子健康教育経費	保健センター	妊娠、出産及び育児に関する知識の普及と不安の軽減を図るため、妊婦とその夫や乳幼児及びその保護者を対象に、マタニティスクール、離乳食教室等を開催し、講話と母親交流を行う。
妊産婦健康診査経費	保健センター	母体の保護と健全な児の出生及び成長を図るため、妊娠届出を行なった市民を対象に、妊産婦一般健康診査及び超音波検査を実施する。
乳幼児健康診査推進事業	保健センター	乳幼児の健康保持、増進及び保護者の育児力の向上と発育及び発達の変滞、疾病を早期に発見し、適切な支援を図るため、乳幼児及びその保護者を対象に、4か月、10か月、1歳6か月、3歳児健診等を実施する。
母子保健相談経費	保健センター	育児不安の軽減を図るため妊産婦、乳幼児及びその保護者を対象に、親子健康相談、10か月児健診事後相談及び健診事後教室を開催して相談・指導を行う。
成人検診推進事業 (がん検診受診促進経費)	保健センター	がんの早期発見・早期治療による重症化の予防のため、国の要綱に基づき、乳がん・子宮頸がん検診無料クーポン券を送付する。 また、子宮頸がんクーポン未利用者及び過去4年間子宮頸がん検診未受診者のうち、希望者に対して自己採取HPV検査を無料で実施する。

令和3年度実績	
実施内容	決算額(円)
○野菜摂取啓発活動【新型コロナウイルス対策のため中止】 ○こころの健康づくり講演会:1回 参加人数:34人 ○ゲートキーパー研修:3回 参加人数:70人 ○地域健康づくり推進員事業:5団体 参加人数:157人 ○E-リズム推進 ・市民向け講習:6回(120人) ・出前健康教育等:1回(14人)	3,486,602
○健康教育 実施回数53回(1,700人)	252,056
○随時健康相談:228人 ○地区健康相談:1回 27人 ○こころと体の健康相談:37人 ○栄養に関する相談:24人 ○へるすあつぷ相談:17回 17人	2,389,860
○胃がん検診 受診人数:2,410人 ○肺がん検診 受診人数:4,077人 ○大腸がん検診 受診人数:4,684人 ○子宮がん検診 受診人数:2,530人 ○乳がん検診 受診人数:1,895人 ○マンモグラフィー・サンデー(日曜乳がん検診) ・1医療機関の協力を得て10月に1日間実施 ○レディース検診(保健センター会場)において託児を実施 ※子宮がん・乳がん検診受診人数には、がんクーポン検診事業受診人数を含む。	69,569,541
○妊娠届出時の面接数:641人 ○支援プランの作成:延べ1,402人 ○産後ケア事業 宿泊利用:52泊/日帰り利用77日 ○巡回型親子健康相談の実施:17回/241人	11,084,433
○ブレマ・プレバ向け動画配信 延視聴回数:233回 ○ブレマ・プレバ向け育児体験 参加者数:145人(73組) ○離乳食教室 1. 初めてコース:20回 参加者数:95人 2. ステップアップコース:16回 参加者数:74人 ○地区健康教育:1回 13人	305,594
○妊婦一般健康診査 受診者数:646人 ○産婦健康診査 受診者数:566人	53,323,050
○4か月児健診 受診者数:679人 ○10か月児健診 受診者数:676人 ○1歳6か月児健診 受診者数:730人 ○3歳児健診 受診者数:778人	21,083,672
○親子健康相談 実施回数:10回 利用者数:78人 ○随時健康相談(来所・電話)・地区健康相談 相談者数:256人 ○健診事後教室(どんぐりクラブ) 実施回数:32回 参加組数:122組	2,869,002
○子宮頸がん検診無料クーポン券 配布数:687人/受診者数:55人 ○乳がん検診無料クーポン券 配布数:669人/受診者数:158人 ○自己採取HPV検査 案内発送者数:2,406人/受診者数:301人 ・子宮クーポン未利用者及び過去4年間子宮頸がん検診未受診者に9月頃に案内を一齐送付。	8,829,002

7 男女共同参画の視点に立った防災・災害復興体制の整備

事業名	所属	事業の概要 (目的、対象、手段等)
防災会議委員報酬等	危機対策・防災担当	防災会議条例に基づく会議の開催
災害対応物品整備事業	危機対策・防災担当	災害時対応に必要となる物品の整備
地域防災力向上支援事業	危機対策・防災担当	地域性を考慮した実践的かつ効果的で、地域住民が主体的に行動し、真に役立つことを目的とした「地域連携避難所運営訓練」を実施
		災害時の避難所開設・運営を目的に「避難所運営訓練」を実施
消防団運営費	消防本部 総務課	会社員や自営業、主婦など、他に自らの仕事を持ちながら「自分たちのまちは自分たちで守る」という郷土愛護の精神に基づき地域の安全と安心を守る、消防団の運営を行う。
救急業務高度化推進事業	消防本部 警防課	応急手当普及啓発(救命講習)に応急手当普及員として、女性消防団員の協力を得る。

令和3年度実績	
実施内容	決算額(円)
○令和4年度改選に向け、有識者委員として、大学教員のほか、地域婦人団体、福祉団体、PTA、幼稚園連合会等から女性の登用を検討した。	40,600
○避難所用プライベートテント(女性専用含む)を購入した。 ○避難所用簡易トイレ(女性専用含む)を購入した。	414,150
○令和3年度 第1回地域連携避難所運営訓練 ・日時 12月4日(土) 9時00分～11時00分 ・場所 江別太小学校 ・参加者 63人(女性3割程度) ・実施内容 ①水害時の避難方法の確認 ②避難所の設営	18,792
○避難所運営訓練 ・年間実施件数:28件 ・実施団体:自治会、自主防災協議会、小学校、中学校等 ・参加者合計:1,221人(女性4割程度)	0
○活動内容 ・消防防災等の訓練 ・災害活動 ・防火啓発活動 ・応急手当の普及指導 ○入団資格 市内に居住又は勤務し、年齢が18歳以上40歳以下(女性は45歳以下)で心身ともに健康な方 ○消防団員数:191名 (うち女性:22名)	22,652,910
救命講習において、応急手当普及員として講習の指導を行う。 ・派遣指導員・普及員数: 275人(うち女性:103人 女性の割合:37.5%) ・受講者数: 2,378人(うち女性:1,187人 女性の割合:49.9%)	384,884



江別市男女共同参画基本計画 【中間見直し版】の推進状況 令和3年度

《編集・発行》

江別市生活環境部市民生活課
〒067-8674 江別市高砂町6番地
(TEL) 011-381-1124
(FAX) 011-381-1070
(E-mail) danjo@city.ebetsu.lg.jp

令和4年(2022年)12月